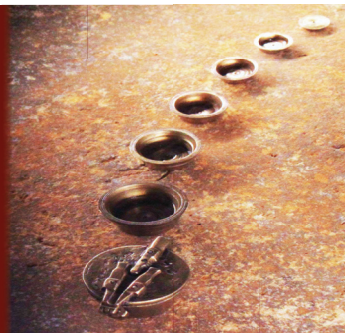


2013年6月

クエーカー国連事務所(QUNO)



死刑囚の子ども達の 未来に向けて

オリバー・ロバートソン
レイチェル・ブレット

Japanese English Français Español Arabic Persian

目次

序章	1
第1部: 統計と反応	3
影響を受けた子どもの数と境遇	3
子どもの反応	4
第2部: 受刑者の子どもとの類似点	10
逮捕	10
公判前の期間	12
公判	14
判決	16
死刑判決後の拘禁	19
スティグマと一般市民の態度	23
子どもに何を伝えるべきか	26
保護者と代替的養護	28
親が無罪とされた場合	30
第3部: 死刑囚の子どもに特有な問題	32
死刑執行の通知と最後の面会	32
死刑執行	33
執行の後の遺体と遺品	37
死刑執行後	38
世代を超えた影響	39
死刑囚の親と生活する子ども	39
外国人	40
被害者かつ目撃者である子どもが、加害者の子どもでもある場合	43
結論	46
注	48

謝辞 クエーカー国連事務所は、ノルウェー外務省による本レポートへの研究費及び出版費の助成に感謝したい。

死刑囚の子どもについての出版物一覧

- | | |
|---|---|
| Helen F. Kearney (2012) | <i>Children of parents sentenced to death</i> |
| Oliver Robertson (2012) | <i>Collateral Convicts: Children of incarcerated parents: Recommendations and good practice from the UN Committee on the Rights of the Child Day of General Discussion 2011</i> |
| Holly Mason-White and Helen F. Kearney (2012) | <i>Children of Prisoners and (Alleged) Offenders: Draft Framework for Decision-Making</i> |
| Jean Tomkin (2009) | <i>Orphans of Justice: In search of the best interests of the child when a parent is imprisoned: A Legal Analysis</i> |
| Jennifer Rosenberg (2009) | <i>Children Need Dads Too: Children with Fathers in Prison</i> |
| Oliver Robertson (2008) | <i>Children Imprisoned by Circumstance</i> |
| Oliver Robertson (2007) | <i>The Impact of Parental Imprisonment on Children</i> |

Cover image: fossilmike/flickr CC AT NC

All QUNO work is published under a Creative Commons licence. More information and full details of the licence are available at: <http://creativecommons.org>.

Copies of these and earlier QUNO publications can be downloaded free from our website: www.quno.org. Hard copies are available on request.

序章

死刑をめぐる議論の中でほとんど触れられていない問題の一つが、犯罪者の子どもに起こる問題である。親の逮捕、判決、そして（やがて起こり得る）死刑執行に至るまで、子どもは大きく影響を受けるにも関わらず、ほとんど配慮と援助を受けていない実態がある。

死刑囚、若しくは死刑被執行者の子どもの受ける影響の中には、一般的な受刑者の子どもが受ける影響と類似した点がある。類似点の例としては子どもが親の逮捕や裁判に直面する過程、刑務所での親との面会をめぐる問題、そして子どもが何を、いつ伝えられるかなどが挙げられる。こうした場面においても、一般の受刑者の子どもが直面しない過酷な問題や、問題の別な側面に、死刑囚の子どもは悩まされることがある。しかし、死刑そのものの性質と、それに伴う過程によって、死刑囚の子どもが経験するものは、一般の受刑者の子どもとは絶対的に違う部分がある。具体的には、死刑の執行自体への対応、そして死刑執行後は、国によって親が殺されたという認識の中で生きていくための術を学ぶことである。

本レポートは、初めに死刑囚の子どもについての基本的情報、すなわち、親が刑事司法制度において裁かれるに全過程を通じて現れる諸問題を提示する。次に、一般的な受刑者の子どもが直面する問題点との類似性を踏まえつつ、死刑囚の子どものケースは異なるものであることに焦点を当てる。世界における受刑者の子どもが置かれた状況の詳細については、勧告や望ましい実践例も含め、QUNO 発刊の *Collateral Convicts* (2012) を参照していただきたい。第三に、死刑囚の子どもだけが体験する根本的に特有な問題点を検討する。本レポートは、限られた数の勧告のみを提示している。これは、網羅的であることを意図するのではなく、前向きな展開が明確な分野の勧告のみを取り上げたためである。

本レポートは QUNO ジュネーブ事務所（以下 QUNO）による進行中プロジェクトの一環である。QUNO は 2004 年より受刑者の子どもの権利とニーズを検証し続けてきたが、死刑囚の子どもに焦点を当てるようになったのは、2011 年度の国連子どもの権

利委員会による一般的討議以降である。この討議では、アムネ스티・インターナショナルによって「拘禁された親を持つ子ども」という論点が提起され、より大きく注目されるべき分野であることが認識された。これを受けて、QUNOは2012年2月、まずChildren of Parents Sentenced to Deathを発行し、その後、この分野についての更なる研究を行い、ジュネーブに国連代表部を置く全ての政府にアンケートを実施し、専門職従事者のワークショップを開催した。参加者は、アフリカ、アジア、カリブ海諸国、ヨーロッパ、北アメリカから募り、心理学的、法的、治療的、学術的、政策的、そして実務的なノウハウの共有が可能となった。参加者の中にはMurder Victims' Families for Human Rights、Penal Reform International、Reprieve and Wells of HopeなどのNGOメンバーの代表者も含まれていた。

これらの資料に加えて、ヘレン・カーニー氏の草案によって、本レポートが完成した。専門家ワークショップ参加者による情報提供と検討によって、このレポートの内容は非常に充実したものとなった。そして、ノルウェー外務省の助成金によって本レポートの制作、翻訳、印刷が可能となった。

このレポートは幅広い問題点を取り扱っているが、対象とする層を慎重に限定している。対象者層は、犯罪者の実子、若しくは養子であって、18歳未満の子どものみであり、かつ、該当する管轄の刑事法によって親が死刑宣告を受けたか、あるいは死刑が執行された場合に限定している。成人した子ども（親の公判中、または死刑判決後の拘禁中に成人した子どもを含む）、犯罪者と血縁関係のあるその他の子ども（きょうだい、甥、姪、孫、継子）、親が司法手続外で殺害された子どもは含まれない。これらの子どもたちも、本レポートで扱う子どもの層と似通った問題を抱えており、同様に更なる配慮、研究、支援が必要である。

第1部

統計と反応

影響を受けた子どもの数と境遇

親が死刑判決を受け、あるいは、死刑を執行された事により影響を受けた子どもの数は知られていない（これは、一般的に、受刑者を親に持つ子どもの場合も同様である）。子どもの境遇については、既存の調査や事例報告によって、死刑囚の子どもは不均衡な割合で貧しく、少数派の社会的背景を持っている事が認識されている¹。都会と農村の家庭では違いが見受けられる。一定の法域では、農村地域において家庭内の暴力や殺人に対しての死刑判決がより多く、都会では薬物取引に対しての判決が多い²。しかし全体的にあてはまることは、恵まれない境遇の子どもであるという事だ。

年間の死刑判決囚数、又は死刑被執行数が公開情報であるか国家機密であるかに関わらず、子どもに関する統計は取られていない。受刑者一般における平均的な子どもの数（これについて信頼性のある数値がある司法管轄は少ないが）や一般住民人口から推定する事も可能だと考えられる³。しかしながらこの推定では、死刑囚や一般受刑者と、国民一般との間で、出生率が一樣であると仮定しているが、実際には相当な違いがある。英国の若い男性犯罪者は、彼らと同年代の男性に比べて、子どもを持つ確立が5倍高いとされる⁴。アメリカ合衆国では、全死刑囚の半数は逮捕時の年齢が20歳から29歳であり、11%が19歳以下であった。これはすなわち、彼らの子どもの多くが幼いことを強く示唆している⁵。しかし、数値に関わらず、影響を受けたひとりひとりの子どもが、尊重され実現されるべき権利とニーズを持っているのである。

子どもの反応

わたしの記憶と考え方は過酷な悲しみによって害された。…夜は眠れず悪夢にうなされる。…腹痛は絶え間なかった。いつも泣いていた。

キャサリン・ノーガード⁶

死刑囚や死刑被執行者を親に持つことは、様々な面で子どもに影響を与える。子どもの受け止め方や行動は、個人の性格や、置かれた状況、周囲（特に主な養育者）の反応、刑事司法手続における段階、また、世論やマスコミの反応次第である。

既存の研究によると、一貫して、親の死刑宣告や死刑執行は、子どもや家族の心理的及び感情的影響と関連性がある⁷。観察された反応には以下のようなものが含まれる。

- ・自尊心の低下
- ・自己や他人に対する当惑
- ・状況についてうそを言う
- ・状況の説明ができない
- ・怒り
- ・食欲の低下（場合によっては摂食障害の発症）
- ・遊びに対する興味の低下
- ・学校での意欲の低下（そして更なる助力を必要とする成績の低下）
- ・集中力の低下
- ・睡眠の不足
- ・（特に親に関しての）夢や悪夢
- ・夜尿症
- ・生理の停止
- ・心身の苦痛

行動面での反応は以下のようなものが含まれる。

- ・（自身を噛むなど自己に対するものを含む）暴力

- ・（注意を惹くための）無作法な振る舞いや破壊的行為
- ・（可能性としては、他者から追いやられたり孤立させられないようにするために先手を打とうとして）自ら意図的に孤立すること⁸
- ・（親が収容され処刑されたことによる収入低下を補うための）労働の開始、或いは増加
- ・より頻繁で献身的な宗教的实践⁹

妄想的な確信（別世界に住んでいるとの確信）や心的外傷後ストレス障害（PTSD）の症状など、更に深刻なメンタルヘルス面での問題も起こり得る¹⁰。これらの症状は、刑事司法手続の様々な段階（逮捕、公判、判決、判決後の拘禁、刑の執行の各時点あるいはそれ以降）で起こり得る。そして、ドメスティック・バイオレンスを目撃するなど、その他の要因によって悪化する事もある。上記の行動面での反応の多くは、トラウマの徴候となり得るが、それが認識される場合と、されない場合がある¹¹。診断を受けず、あるいは、個人的若しくは文化的な理由によるカウンセリングへの反感、又は精神的問題に対する恥の意識が、子どもがカウンセリングサービスを利用する妨げとなっている場合もある¹²。

たとえ親が最終的には釈放されたり、若しくは死刑執行されなかった場合においても、子どもの受けた悪影響は修復され難い。例えば、親が死刑を宣告された事によって学業から離れた場合、その後学業に戻る事が出来ない、又は戻る自信が無くなることがある¹³。

子どもが状況に上手く対応しているように見え、学業に専念し、あるいは、家庭内での素行が良い場合であっても、実際には苦闘していることがある。こうした行動は、立ち直り、死を悼み、トラウマから回復するという通常の段階を経ているというよりは、周りとの協調をとり、家庭内でも問題を起こさないようにする努力であると認識する事が重要である。辛さに注意を惹くことも、その辛さを隠すことも、同じ経験に対する反応として、ともにあり得るのである¹⁴。

親の投獄や処刑の際にまだ生まれていなかったか、あるいは幼すぎたために親をよく知らない子どもと、（特に両親と密接な関係にあった）年長の子どもの間には

違いが見られる。死刑を科された親や処刑された親から引き離された特に幼い子ども（0～2歳）は、愛情による絆を築くことが難しい傾向にある。これに対し、より年長の子どもは、不適当な分離不安を生じ、主導性の発達面で障害がみられ（2～6歳）、将来起こり得るトラウマからの回復能力の低下（7～10歳）、あるいは、収集のつかない行動（11～14歳）や、早期に親への依存関係を断ち切り犯罪に関与する（15～18歳）などの問題を抱える¹⁵。家族が子どもの養育よりも、死刑執行の回避に優先的に取り組んでいる場合にも、通常の（あるいは通常の期間における）発育の不全状態が悪化する可能性がある¹⁶。

保護者のいない少女は、少年に比べて搾取、虐待、人身売買などの被害に遭うリスクが高い。男性と女性の役割に対する社会の姿勢によっても、少年は将来経済的にも家庭を支える役割を担うことが期待されており、少女に比べると少年のほうが、より多くの援助（教育の継続など）を受ける。なかには、生き延びるために早期結婚という手段を取る少女もいる。親が死刑を受け、あるいは処刑されたことによって影響を受けたという事実について、少年に比べ少女のほうが感情的によりオープンな傾向があり、感情面での救いを求めるケースが多いことが、専門家の意見として挙げられた¹⁷。

子どもは感情的に親と葛藤している事がある。重罪を犯した親を愛しているのか、あるいは愛すべきかどうかについて混乱し、又は親が本当に罪を犯したのかどうかについて計りかねている場合がある。こうした混乱は、様々な局面で起こり得る。（問われている）犯罪自体が特に凶悪で悪評のとどろくもの場合、子どもが親の犯罪の正当性を確信している場合（暴力的な配偶者の殺害など）、子どもは親の無実を確信しているが、世間が有罪を主張している場合などである。子どもの感情は時間が経つにつれ、（あるいは時の経過とともに）刑事裁判の過程、或いは他人の意見などによって、変化することもある。特に、子どもの親に対する個人的な意見や愛情が世間の見解と一致せず（マスコミやその他の媒体を通して子どもの親に対する否定的な発言がなされている場合など）、世論が死刑を支持している場合がそうである¹⁸。

死を悼み悲しむ過程は、異なる段階へと辿りつくたびに長期間に渡り、様々であり、繰り返され得る。上訴手続きの幅が広く、何重にも及ぶ制度においては、親の

死刑が宣告され、延期され、上訴がなされる度に、子どもは繰り返し恐怖、悲しみ、安堵を覚える¹⁹。時間の経過とともに、死刑囚やその子どもは、死刑執行の停止に対して相反する感情を持つ様になり、刑が執行され、片が付くことすら望むかもしれない。このような感情の変化の激しさは、他の刑罰とは違い死刑の及ぼす特有な影響の一つである。なぜならば、希望と失望が繰り返され、死刑執行を常に予期しこれに備えなければならないことは、堪え難い重圧となり得るからである²⁰。

子どもの感情的な反応は、何を、いつ知らされるかに影響を受ける。長期間に渡って親の状況についての説明を避けることは、子どもが事実を知った際に、より深刻なトラウマを惹き起こす可能性がある。反対に、子どもに状況を理解させることは子どもを楽にさせる。これは、単に親に起きている出来事を話すのではなく、子どもが事実を誤解することのないよう、大人が確認することが必要である（例えば、死刑判決を受けた親が既に死亡していると思込んでいる場合など）²¹。

死刑による影響を受けるのは子どもだけではない。子どもの親・保護者が強い影響を受けていれば、子どものサポートや親としての役割を効果的に果たせない。このような状況は子どもを困難へと導きやすい。もう一方の親や他の保護者が効果的な役割を果たしていても、家族（の内の数名）の優先事項が死刑執行を回避する事ならば、子どもへのサポートを初めとする一般的な家族の団欒や行事は二の次になってしまう²²。子ども自身も、事件について調べ、政治家に訴える、またはDNA鑑定のための費用を集めるなどしてこの活動に打ち込む場合がある²³。子どもが事件の詳細に没頭してしまい、親の助けとなる欠陥や機会を探し求める危険性がある。このような行動は、親が状況を切り抜けるのには役立つかもしれないが、子どもにとっては過剰となり得る²⁴。

一般受刑者の子どもには、サポートされているという実感や、孤独ではないという理解をさせることが最も有効な方策だとされている²⁵。専門家によると、これは死刑囚の子どもにも当てはまることである。裁判の場で、あるいはメディアに対し、公に自身の感情について語ることで、——話を聞いてもらえると感じられる場合には——楽になった子どももいる²⁶。子どもの場合、同じ境遇に置かれている他の子どもに体験者としての助言をし、刑務所内の親を元気づけ、話をするなどし

て、他人を助けることができれば、自分自身の状況を上手く乗り切ることがしばしばある²⁷。他の受刑者の子どもと時間を共にすることで、スティグマや秘密についての心配事も軽減し、助言や何らかのサポートの可能性も高まる²⁸。また、別の子どもの親である死刑囚が釈放されたならば、安心感や希望を得ることもできる²⁹。

死刑囚の子どもに対する専門的なサポートは、多くの場合不足している。犯罪の被害者を対象としたサポートは、犯罪によって同様に影響を受け、ときに「第二の被害者」とも呼ばれる加害者の家族までには及ばない傾向にある。子どもや家族に支援を提供している政府も存在する。モーリシャスでは被拘禁者（外国人を除く）の子どもと家族向けの給付型の社会的援助制度があり、所得、学費、医療費、葬儀費の補助が支給される³⁰。しかしながら、多くの国営団体や政府からの助成を受けている団体は、死刑囚や死刑被執行者の子どもの援助をしていない（時には意図的に援助対象から外すこともある）。逆に、親の死に責任を負う組織に対して援助を求める、或いは援助を受け入れることに抵抗を覚える子どももいる³¹。

政府からの援助を受ける、又は、政府に援助を要求する事を躊躇する子どもいるため、より受け入れやすく、あるいは中立性のある援助源としては、NGOが考えられる。この場合、特に政府の提供すべき支援をNGOが代行している際には、NGOは十分な財政援助やその他の政府援助を受けるべきである。子どもを支援しているこれらのNGOやその他の活動団体は、受刑者の子どものサポート団体、死刑廃止団体、死刑囚や死刑被執行者の子どものサポートに特化した団体などがある。しかしながら、専門的な団体は稀である。理由としては、死刑囚の子どもへの援助の必要性の認識が低く、対象者数自体が少なく、多くの地域に広がっていることが、特に挙げられる。多少の援助でも皆無よりは好ましいが、こうした子どもたちを、非常に異なった状況の子どもたちの支援団体、たとえば両親が離婚した子どもの援助団体などによる援助下に置く前に、配慮をする必要がある。なぜなら、こうした団体では援助の幅が狭まる上、好意的な態度で受け入れられるとも限らないからである。このレポートにて記述しているとおり、死刑を伴うケースは特有なため、一般的な受刑者の子どもを対象とした活動団体ですら、理想的ではない。重要なのは、子どもが援助提供団体の存在を知り、アクセスを可能とする事である。逮捕時点や公判中、又は判決直後に、警察や裁判所職員が援助についての情報を提供するよう

要求することによって、影響を受けた家族へ救いの手を提供できる³²。

— 参考事例：オンラインセラピー —

治療的援助を必要とするが受けることができない子どもへは、インターネットでの治療的援助が考えられる。既に PTSD 患者のための、治療者がメールなどにより相談に対応するウェブサイトが存在する³³。しかしながら、現時点ではオーストラリアを拠点とした Anxiety Online プログラムは、倫理的な理由からオーストラリア国内でのみ利用可能である。従って、死刑を存置している国において、このようなウェブサイトの導入が必要である。死刑被執行者の家族や殺人被害者の家族の特殊な治療的ニーズに対応するための仕組みにする事も可能だ。メンタルヘルスケアへのアクセスの乏しい地域に住んでいる人々にとっても非常に有益となり得る（命を救うことも可能となる）。

勸告

死刑囚や死刑被執行者の子どもには専門的なサポートを提供するべきである。また、利用可能はサポートについて子どもに知らせるべきである。

援助を必要としている子どもには、必要であればインターネット上のカウンセリングを含む、適切なメンタルヘルスケアを提供すべきである。

子どもを間接的にサポートする手段として、サポートは子どもの保護者にも提供されるべきである。

第2部

受刑者の子どもとの類似点

第2部で扱うのは受刑者の子ども全般が直面する問題であるが、死刑囚の子どもに特有の実態を詳述する。受刑者の子ども全般については、QUNO 発行の Col-lateral Convicts を参照。

逮捕

多くの子どもにとって、親の逮捕が刑事司法制度との第一の接点となる。この時点で、どの程度子どもの利益が考慮されるかが、子どもの将来の警察、裁判所または刑事司法機関との関係に大きく影響し得る。既存の研究によると、逮捕（特に暴力的な逮捕）が子どもに与える影響が考慮なされず、また、なぜ親が強制的に連れて行かれたのかについて説明を受けない場合は、子どもがマイナスの影響を大きく受けやすい³⁴。

司法管轄地域によっては、他の地域では死刑は数多くの選択可能な刑罰のひとつにすぎないのに対し、有罪とされた場合に唯一科される刑罰が死刑となる犯罪がある場合もある。多くの場合、自動的にあるいは裁量的に死刑が科される犯罪は、深刻かつ（あるいは）暴力的である。この深刻さは、死刑の可能性のない犯罪よりも逮捕時に行使される暴力、すなわち子どもが目の当たりにする可能性のある暴力の激しさが増すことを意味する³⁵。

特に虐待を伴う状況では、子どもに政府からの疎外感を覚えさせ、復讐の念を抱かせる可能性がある。逮捕時に親の虐待や拷問を子どもが目撃するという場合もあれば、子どもや他の家族が逮捕され、勾留され、さらには虐待されるという場合もある（これは、警察側としては、誰が犯罪者なのか確定が出来ない、あるいは逃亡したり潜伏したりしている被疑者に圧力をかけようとするためである）³⁶。場合によ

ては虐待を経験する可能性がある。子どもは親への虐待を目撃することで、自ら反発したり、あるいは過激派団体の勧誘の標的にされることにより、過激な思考を持つ場合がある。自ら拘禁されたり虐待を受けたりした子どもは、政府関係者ではなく罪を犯した被疑者（とされている）親を責めることがある。これによって（意図的な行動であるかどうかに関わらず）、子どもは親から孤立することになる³⁷。

犯罪被害者と身近な関係にある者が復讐の念を抱くこともある。この傾向は特に殺人事件において見受けられる。子どもは犯罪への関与が無い場合でも、（時には暴力的な）復讐行為の対象となる場合がある³⁸。

親の逮捕後、親に代わる保護を即時に手配する必要のある子どももいる。家庭内での殺人事件のように、子どもが犯罪者（とされている者）と被害者の双方の親族である場合などでは、複雑な状況をもたらす。子どもと被疑者との関係から、被害者の親族が子どもの面倒をみながらないこともあり得る。また、親族が子どもの保護を引き受けることで金銭的負担が発生し、さらに、新たな保護者が汚名を着せられる可能性もある³⁹。

すべての子どもが親の逮捕時に居合わせるわけではない。また、居合わせた子どものすべてが、親の今後についての適切な情報を提供されるわけではない。子どもが使われている用語の意味を理解できないこともある。死刑相当犯罪とは即時に死刑の執行がなされることだと理解してしまう子どももいる⁴⁰。逮捕時点では知らされず、友だちや他人、又はメディアを通して事態を知る子どももいる。死刑になるような事件の場合、メディアや一般人の関心が高まるため、この様な状況は特に危険性がある。報道関係者が逮捕時に警察に同行する司法管轄区域も存在する⁴¹。また報道は、事件に対する世論や検察官の姿勢に影響を及ぼし得る⁴²。メディアが早い段階から被疑者に「極悪非道」のレッテルを貼り「モンスター」として描けば、有罪を暗示することになり、検察側に死刑求刑を要求するよう圧力が高まる。ある専門家によると、死刑の可能性のある事件ほど、メディアによるこのような描写が早期からなされる⁴³。反対に、逮捕の態様について一般市民が疑問を抱き、寛刑や逮捕方法の改善を求める声が高まる場合もある⁴⁴。その対極において、逮捕が秘密裏に行われ、質問を受けても政府機関が逮捕の事実を否定する国もある。

勸告

逮捕を行う警察官その他の者が、子どもの居合わせている状況で使うべき適切な言語や行動についての手引きを発行するべきである。

子どもに直接的かつ間接的なスティグマを与えない様に、逮捕についての適切なメディア報道に関する手引きを発行するべきである。

公判前の期間

逮捕と公判（事実認定手続と量刑手続）との間の期間中、被疑者は（しばしば金銭的、又はその他の保証を条件に）社会内に留まることが許される場合もあれば、刑事施設に拘禁される場合もある。この期間は、被疑者の子どもにとっては、極めて不透明でストレスの多い時期である⁴⁵。

子どもの感情や行動に表れる反応は、刑事司法手続の他の段階におけるものと同様だが、この期間の不確実性は特に大きなストレスを与える⁴⁶。しかし、その根本的な原因（親に何が起るかという恐怖感と不確実性）は、司法手続（上訴を含む）が終了するまでは取り除かれない⁴⁷。公判前の期間、子どもは学校で非常に防御的になりがちであり、特に事件の被害者と同じ地域にいる場合はそうである。子どもが、被害者の家族や、被害者と知人関係にあった人と喧嘩をした事例の報告もある⁴⁸。この期間は子ども以外の人間にとってもストレスのピーク時であるため簡単なことではないが、家族や保護者が子どものサポートをすることで子どもは安心感を得ることができる。

一定の状況においては、公判前の勾留が死刑相当犯罪に問われた者に対する標準的処遇である。金銭的保証（保釈金）や、移動及び行動の制限が用いられる場合もある。

国際的基準⁴⁹によると、公判前の被拘禁者は、いかなる犯罪についてもいまだ有罪判決を受けていないため、例えば、有罪判決後は面会に来た子どもとの接触が禁じられる場合であっても、未決段階では触れることができるというように、刑の宣告を受けた受刑者よりも刑事施設内において、より制限の幅が少ない処遇を受けるべ

きである⁵⁰。実際のところ、刑事施設の一般的な規則や、公判への妨げ（証人への影響など）などの理由で、多くの未決被拘禁者は、家族その他外部との連絡を規制されている⁵¹。親との面会を拒まれることは子どもにとって堪え難いことであり、特に親が連行される場に居合わせた子どもに当てはまる⁵²。

親と面会する際、多くの子どもは質問したい事ごらを抱え、状況についてもっと知りたいと考えるが、弁護士は依頼者（親）に、事件について語ることを控えるように助言することが多い。これは、子どもは、噂やメディア報道を通してしか情報を得られないということ、あるいは、公判において詳細が明らかにされる時のように、もっと遅い段階になるまで何も知らされないということを意味する。弁護士はまた、被害者家族と被疑者家族の間でコミュニケーションをとらないよう勧める場合があるが、これにより、双方の家庭と親族関係のある子どもは、一定の親族から孤立させられる事になる⁵³。（ヨーロッパ、イスラエル、南アフリカ及びアメリカ合衆国で起こる、女性を被害とする殺人事件の40～70%は、被害者のパートナーや家族による暴力が原因だとされていることを考えれば、これは相当な人数である（詳しくは「被害者かつ目撃者である子どもが、加害者の子どもでもある場合」の項を参照）。被害者家族側が子どもと接触しないと決断した場合や、あるいは双方の家族が被疑者子どもとの接触を望んでおり対立関係にある場合にも、接触が絶たれてしまう可能性がある。

参考事例：家族間の繋がり

加害者家族が被害者家族と連絡をとろうと努めること、またはその逆は、双方にとって事件をめぐる出来事への対応を楽にする。経験者からは、相手の苦しみへの理解が深まった、話を聞いてもらえる、加害者家族の場合には罪悪感の軽減などが報告されている。こうした接触は、双方の家族が偶然に遭遇したり、互いに直接接触して、非公式に生じる場合がある。または、第三者（被告人の弁護団関係者など）の働きかけによって正式に接触がなされる場合もあるが、参加者全員の同意が条件となる。一度限りの場合もあれば、継続的に直接的・間接的な連絡をとる場合もあり得る。こうした“手を差し伸べる”アプローチは、刑罰を科すよりも、ダメージを和らげることに焦点を合わせており、従来の刑事司法制度と平行して行われる。これは、子どもにとっては、不信感を取り除き、トラウマを軽減する点において非常に有益となり得るものであり、特に家庭内での殺人事件においてはそのように言えるであろう⁵⁴。

被疑者は、社会的脅威となるため、あるいは公判に先立って証人や証拠に不当な影響を及ぼす危険があるためというよりは、保釈金を支払えないために、公判前に勾留される場合がある。これは公判開始までの期間が非常に長い司法管轄下では特に気がかりである。例えば、マラウイでは、死刑の可能性のある事件では、2年の歳月を要すると推定される⁵⁵。公判前期間の長さは、子どもにとって不確実な期間の長期化を意味し、また、公判前の拘禁における接触の制限や禁止が長期化し得ることを意味する。たとえ公判によって被告人が釈放され、又は無罪判決を受けた場合も、公判前の拘禁によって、被告人やその家族は職や学業、住居を失うことになりかねない⁵⁶。ジャマイカでは、不必要な公判前の拘禁や、親子の別離を避けることができるように、被疑者が、申請によって法律扶助により保釈金を受け取る制度がある⁵⁷。

特に、デリケートな事件の場合は、子どもや家族は、公判前の拘禁についての情報を得られないことがある。とりわけテロ関連の事件は国家機密として扱われる傾向にある。家族は公判前の勾留の事実、又は、拘禁の場所や処遇についての情報を得られず、また、面会その他の外部交通は制限されたり禁止されることがある。

勸告

子どもにとって親との接触が最善の利益だと判断された場合は、この接触が維持されるように手配がなされるべきである。

裁判前の被疑者の拘禁は国際基準に則ってのみ行われるべきである。具体的には、被疑者が犯罪を犯したという合理的な疑いがある場合、逃亡し、さらに犯罪を行いあるいは、裁判への妨害の危険性がある場合である。逃亡の可能性があると判断される場合は、子どもの保護責任についても考慮が必要である。

公判

子どもは、死刑宣告を受ける可能性のある親の公判に、立ち会う場合と立ち会わない場合がある。法廷規則、親や保護者の判断、裁判所へ出向くことが容易か否か、学校などのその他の義務などにより、子どもが立ち会わないこともある。

親の公判に立ち会った子どもの中には、それが有益だったと感じている子どももいる。子どもの持っていた質問に対する答えが見つかったり、この機会が逮捕時以来、親との初めての対面になる場合もある。起こり得る事態に対して、子どもに心の準備をさせることも重要である。親との接触が禁止される場合（幼い子どもにとってこれは特に苦痛である）や法廷の雰囲気敵対的な場合もある。公判には、子どもにとって特に適切である面と、不適切な面がある。犯罪の露骨な描写などからは、子どもは遮断されるべきである。他方、親について肯定的な証言や好ましい供述がなされる量刑手続等の審理を傍聴することは、有意義であり得る。特定の日に法廷なされる予定について、親の弁護士と話し合うことで、家族は適切な準備が出来ることになる⁵⁸。

子どもも、また罪に問われている親自身も、法廷の専門用語に馴染みがない場合がある。理由としては、裁判が外国で行われている、子どもや親が言語的少数者である、又は法廷で子どもや親の話さない少数言語が使用される（パキスタンの裁判で英語が用いられるなど）⁵⁹ ことなどが挙げられる。更に、使用言語が母語と同じだとしても、法廷で使用される用語や表現は、子ども（そして大人）にとって不慣れなものであることもある。

子どもが（疑いをかけられている）犯罪の被害者や証人である場合、もしくは親の性格について証拠を提出しようとする場合、法廷で供述する可能性がある。実際に発言するか否かは別として、そのような機会を与えられた子どもは、仮に親にとって不利な結果が生じれば、罪悪感を抱くことになりかねない。証言しなかった子どもは、証言したならば親を助けられたのではないかと考え、逆に証言する子どもは、親への死刑宣告を防ぐために「正しいこと」を発言しなければならない責任を感じることに
なりかねない⁶⁰。

子どもにとって、公判前後の時期に個人的又は精神的サポートを受けることが、有益となり得る。こうしたサポートは、（セラピストなどによる）正式なものでも、（親が死刑宣告を受けた経験を持つ他の子どもによる）非公式なものでもよい⁶¹。裁判は子どもの保護者にもストレスとなるため、保護者もサポートを必要とすることがある。また、保護者へのサポートが行き届いていれば、保護者の子どもに対するサポートもより良いものとなる。上記の「子どもの反応」の項にも記述した通り、稀に国が

らの全面的、又は部分的支援が提供される場合があり、こうしたケースでは、国自体が死刑の執行を行う主体であるため、子どもや家族は国からの支援は受けたがらない可能性がある⁶²。

— 参考事例：他の子どもの経験から学ぶ —

親が既に死刑を宣告された経験を持つ子どもは、今まさに同様の状況下に置かれている他の大人や子どもの援助をすることが出来る。こうした子ども（親の死刑判決や死刑執行の後、既に成人しているかもしれない）は、自らの経験を共有し、他の子どもに助言をすることが可能だ。例えば、親の裁判に出廷しなかったことに対する自らの後悔の念を説明することなどが挙げられる。更に、専門家に対して、どのように子どもに支援の手を差し伸べるべきかという助言も出来る。他の子どもを助けることが、年長の子ども自身が、自分の状況に取り組む際の手助けともなり得る⁶³。

親の裁判が海外で行われる場合、子どもが出廷したり、進行状況を把握することは極めて難しい。そのため、家族が領事館その他の団体から最新情報を受け取ることが特に重要である。家族との円滑なコミュニケーションは被告人にとっても有益である。詳しくは、後記「外国人」の項を参照されたい。

判決

有罪判決が、自動的に死刑判決に至る場合もある（この場合死刑判決は直ちに執行される場合と、後日執行される場合がある）。その他の場合は、裁判所が一定の範囲の量刑の中から選択することになる。

国際人権法や国際人道法によって死刑が免除されることもあり得る。その対象者は、犯罪を犯した時点で18歳未満の場合⁶⁴（子どもがいる場合もあり得る）と、妊婦⁶⁵である。精神障害者や、一定の知的水準以下の人々は免除対象となる場合が多い⁶⁶。さらに、子どもの権利および福祉に関するアフリカ憲章は「幼児と幼い子どもの母親」の死刑執行を禁止している⁶⁷。しかしながら、「幼い」の定義は様々で、エジプトやヨルダンでは生後3ヶ月までの子どもを指すと言われる⁶⁸。現状において不明確な点は、

これらの免除がどのように実施されているかである。妊娠や幼児に関する的確な情報提供を誰が保障するのか。どのような対応を取るのか—具体的には、死刑とは別の刑を言い渡すのか、死刑を（直ちに、あるいは期間を置いて）減刑するのか、あるいは母親の妊娠期間が過ぎるまで、もしくは子どもが「幼く」なくなるまで死刑執行を延期するのか？ こうしたアプローチの違いが、短期的および長期的に子どもにどのような影響を与えるのか、調査結果からは未だに明らかではない。

減軽事由を特定するために審理が開かれる事があり、子どもへの影響に関する陳述（子ども本人が述べるか、あるいは代理人、ソーシャルワーカーが行うかを問わず）も、審理に含まれる場合がある。しかし、司法管轄によっては、裁判所が死刑による家族への影響を考慮することが禁じられている場合もあり、あるいは、「誰も死刑執行に決して至らない結果となる」ために、家族への影響は考慮しないという選択をする裁判所もある⁶⁹。減軽事由のために提示された証拠が、家族にとってトラウマとなっている過去の詳細を明らかにするかもしれないし、そうした事実が明らかにされることは、子どもにとって屈辱的な、あるいは混乱させるものにもなりかねない（特に事前に知らされていなかった場合はそうである）。こうした事実は、死刑の宣告を回避する可能性があるため、明らかにされる。しかしながら、子どもや家族は、そうした情報が公にされたという結果を踏まえて生きて行かねばならないのであり、子どもの家族に対する理解も、他の人々の家族に対する態度も、根本的に変化する可能性がある。

参考事例：量刑判断における子どもへの影響の審査

南アフリカでは死刑制度がないが、親の量刑を判断する際には、その刑が扶養されている子どもに与える影響を考慮する。2007年のS対M事件において、憲法裁判所は、子どもにとっての最善の利益は、子どもに関わる諸問題において最大限の考慮を行うことであるとの憲法規定は、裁判所が、考えられる判決がもたらす子どもへの影響を、裁判所が選任したソーシャルワーカーを用いてよく検討し、それを他の事項と同様に重視しなければならないことを意味する、と判示した。親が拘禁された際に、子どもが適切な代替的養護（もう一人の実親によるものでもよい）を受けるように保障する責任は、国にある。このようなアプローチによって、子どもの権利と福祉を共に保障することができる。

量刑段階で子どもが関与し得る別の方法として、子どもが事件の被害者でもあった場合、被害者影響陳述やそれに類似したことを行うということが考えられる。子どもは親に対して複雑な、あるいは相矛盾した感情を抱いているかもしれない。子どもによっては、口頭で陳述するのではなく書面を作成したり、ビデオリンク方式によって別の場所から陳述したり、他の誰かに代わって陳述してもらうことなどのほうが良い場合もある⁷⁰。しかし、子どもが裁判に関与する場合、子どもに、親の死刑を回避する責任感を感じさせたり、「正しい発言」をしなくてはならないと感じさせないようにすることは重要である。そうでなければ、子どもは親が死刑を科された場合に、自分自身を責めてしまうことになりかねないからである⁷¹。

死刑を科そうとする圧力は、検察だけでなくメディアや世論からも加えられる事がある。特に死刑判決に至る（可能性のある）事件の場合は、メディアの大きな注目を浴びる。被告人は有罪評決が下る以前でも、極悪人として描かれる可能性もある。このようなレッテルによって、審理の結果がどうであれ、子どもも汚名を着せられることになる（詳しくは下記の「スティグマと一般市民の態度」を参照）。

司法管轄区域によっては、被害者の家族が加害者を赦すことで死刑を回避することができる場合がある。いくつかのイスラム国家では、こうした行為はディーヤ（血の賠償金）として知られている。このディーヤの支払い方は、各イスラム国家の法によって異なり、金額についても様々である。例えば、アラブ首長国連邦では、17人のインドからの移住労働者が、あるパキスタン人を殺害した罪に問われたが、被害者の家族が3,400,000UAE ディルハム（約1,000,000米ドル）のディーヤを受け取って死刑を求める申し立てを取り下げた後、2011年9月、死刑から2年間の拘禁刑へと減刑された（これは既に服役済みである）、その他にディーヤによる実務を認めている国は、サウジアラビア、イラン、イラク、リビア、パキスタン、イエメンなどが挙げられる。一般的に近親者がディーヤの受け入れに承諾しなければならないとされている。子どもが最近親者となる場合、特に被害者と加害者の子どもが同一人物の場合は大変重要な意味を持つものとなる。同時に、必要とされる額を支払えない場合には、親の命を救うことが出来るかもしれないと望みを抱いたにもかかわらず、条件を満たすことができないことになるため、悲惨なこととなり得る⁷²。

子ども（や家族）は死刑が宣告された後に何が起きるかについて理解していない場合がある。死刑が執行されるのではなく刑事施設内で死亡すると考える人もいれば、直ちに死刑執行がなされると想定する人もいる⁷³。実際には、上訴のプロセス、所管の大臣が死刑執行命令書に署名しないこと、死刑の執行が停止されていることなどによる理由で、死刑判決から何年もの歳月を死刑囚として過ごす場合もある。また、子どもは死刑に関する政策や判決についての知識に欠けている。例えば、ウガンダ憲法裁判所の2006年及び2009年の決定は、死刑判決から3年以上経過しているすべての死刑囚の刑を20年間の拘禁刑に減刑することを要請した⁷⁴。

勸告

量刑判断においては、親に科されうる刑罰（死刑を含む）が、子どもの最善の利益に及ぼす影響については熟慮されるべきである。

国際法によって死刑の対象から除かれている対象者に対しては、死刑が科され、あるいは執行されてはならない。

判決後に十分な情報に基づいた意思決定を行うことができるよう、死刑囚の家族には、判決後、（上訴などの）可能な選択肢や、それによって想定し得る結果に関する情報が与えられるべきである。

死刑判決後の拘禁

多くの場合、死刑が執行されるまでの間の拘禁期間があり、この期間は数日から数十年までにも及ぶ。この時期に子どもが直面する問題には、他の受刑者の子ども問題と似ている点もあるが、重要な相違がある。それは、子どもが常に将来への不安を抱き、ストレスによって身体や精神に影響が出るという点である。死刑囚との面会時の環境は、他の受刑者と面会する場合よりも制限が厳しくなる傾向があり、場合によっては、いったん逮捕されると、子どもが親と物理的に接触することが決してできないこともある⁷⁵。また、死刑囚に面会に来ていることを知られた場合、他の受刑者の家族よりも、大きな不名誉を受けることになりかねない。

死刑囚は大抵の場合、最重警備の環境下に置かれる。個々人についてのリスク評価は、危険だと分類された死刑囚に対して、さらに隔離や制限の措置が必要かどうかを判断する場合にのみ関係してくる。危険性の低い受刑者に対して制限を緩和する仕組みは存在しない。特に、固定的な独房拘禁など、一定の処遇条件は死刑囚の精神的健康状態を損ない、親としての役割を果たす上で影響が出ることがある⁷⁶。

死刑囚は、終身刑受刑者よりも少ない回数しか面会を認められない場合が多い。ペラルーシでは、刑事執行法 174 条により、死刑囚は 1 ヶ月につき 1 回、短い（4 時間）の家族面会が許されている。ウガンダでは、死刑囚は週に 2 度の面会が許可されているが、多くの訪問者は郊外に住んでおり、また旅費を支払う余裕がないなどの理由から、面会者のいない死刑囚が多い。2011 年のアラブの春以前のチュニジアでは、死刑囚は（面会と手紙を含む）一切の外部交通を 15 年以上も否定されてきた。しかしながら、革命後は死刑囚も親族による面会が許可されるようになった⁷⁷。

面会時には、さらなる警備体制が取られ、親との接触は制限されたり不許可とされ（ガラスや金網越しの面会）、厳しいスタッフの監視下に置かれたりする。子どもによっては、こうしたことを（繰り返し）経験したくないがため⁷⁸に、あるいは、親や保護者が子どもの付き添いをしつづけないなどの理由から、親に面会をしない場合がある。親や保護者にとっても、面会は困難なものとなり得る。子どもが面会后に受ける精神的苦痛に対処できなかつたり、また、親である死刑囚との関係が悪く、接触を望まないこともある。子どもが面会する場合の最少年齢が設定されていると、多くの司法管轄では、仮に子どもが、自分だけで刑務所まで出向くことが出来たとしても、大人による付き添いなしでは面会ができないことを意味する。対策としては、年長の、又は成長した子どもは同行者なしでも面会が出来るようにすること、及び、ソーシャルワーカーや NGO のスタッフ・ボランティアといった人が代わりに付き添うことを認める、という 2 つの方法が考えられる⁷⁹。

死刑囚を収容する刑事施設は、通常の施設よりも数が少なく、また遠隔地にある。つまり、面会にそれだけ多くの時間と費用がかかる。受刑者や死刑囚の子どものための施設に保護されている子どもは、施設から比較的近くにおり、また、面会の際の煩雑な手続きやその他の面で援助を受けることが出来る。しかし、重要なのは、

死刑囚の子どもの全てにとって、このような環境が良いとは限らない、ということである。代替的なケアが必要な場合には、「基本的に、その時点における子どものニーズに最も見合った」形で提供されるべきである⁸⁰。

参考事例：面会のサポート

死刑囚の子どもが親を訪問する際のサポートを行っている NGO 団体がある。サポートには刑事施設への行きかえりの交通手段、(面会にあたっての必要書類や持ち込み禁止物等の) 事前情報、同じような境遇にある子どもと行動を共にする機会の提供などが含まれる。子どもにとって、感情を隠さずに助けを求められるような、彼らの状況を理解してくれる人との交流は、非常に貴重である。NGO 関係者は、刑事施設当局やその職員と平穏に交渉をする事で、より長い面会時間を確保したり、子どもに優しい雰囲気を作るなど、施設へのアクセスを改善できる。女性や子どもが一人で外出することが不可能な国においても、この面会サポートは問題の解決策となり得る(後記参照)⁸¹。

収容された親を家族が訪問する際に覚える不名誉や屈辱は、死刑囚の場合、より大きくなる。また、女性や子どもが一人で刑務所を訪問する事に対して汚名を着せる国もある。しかし、これは父親が投獄されている場合には避けるのは困難なことである。汚名は刑事施設内の者からも着せられる。死刑囚とその他の受刑者が訪問を同時に受ける場合、死刑囚は別の時間に呼び出されたり、別の色の制服を着せられるなどして、識別されやすい様になっている。逆に、家族にバッジやマークを付けるなどして死刑囚の訪問者であると区別をされる場合もある。こうした様々な形で与えられるスティグマによって、子どもやその同行者は訪問を止めてしまう⁸²。

子どもの面会に影響を与える重要な要素は、刑事施設職員の態度である⁸³。家族が面会時に抱き合うことは正式には禁止されているが、見て見ぬ振りをする同情的な看守もいる。他方で、看守との関係がよくないために面会まで長時間待たされたり、看守に賄賂すら贈る家族もいる。刑事施設内での物理的、技術的、保安的な諸条件の変化により、受刑者と看守との接触は減少した。このため受刑者と職員との間で関係を築くことは困難となり、職員にとっても親切心をもって接する機会がなくなった。上層レベルでは、刑事施設の長や監督者の態度が進歩的であるか、あるいは退行的なものであるかによっても刑務所全体の態勢が影響を受ける⁸⁴。

ヨーロッパやアメリカ大陸諸国の制度においても、地域的な人権基準に達していないと判断される拘禁状況が存在する。そうした例には、以下のようなものが含まれる：「換気や日光のない過密な収容状況、寝台や適切な衛生状態の欠如、隔離や外部との接触の遮断、面会に関する不当な制限…また別の機会において、(米州人権)裁判所は、面会時の不当な制限は、人道的な取扱いを受ける権利の侵害に当たり得ると述べた」⁸⁵。

受刑者の子どもに関する研究⁸⁶では、一般的に、拘禁された親との関係を維持することは、子どもにとって有益だとされている。受刑者は、良い親、そして手本と——たとえ拘禁される前はそうではなかったとしても——なることができる。しかし、親が死刑囚の場合には相違点がある。親子関係の発展は、停滞するか止まってしまう。子どもの悲しみは死刑の宣告に始まり、悲嘆は何年にもわたって続く。死刑執行命令が何度も出されたり、上訴によって何度も執行の停止が勝ち取られるなどする場合には、死刑に特有の複雑な状況を生み出す。親子が実際に面会する際には、互いを思いやり、悲しませないようにとの気持ちから、双方とも短期的にみてプラスの側面に目を向けようとする。これは一見すると良いことのように見えるが、問題点が話し合えないということは、より重大な問題が解決されずにいるということである。子どもが、自分にとっての楽しい出来事を話すことも、容易ではないかもしれない。親が死刑宣告を受けているのに、自分は幸福であるということについて罪悪感(時には親から押し付けられる)を感じるからである。仮に、模範囚には、より良い処遇環境や、あるいは減刑が与えられる可能性があるのであれば、親は、子どもや家族に刑事施設内での拙悪な処遇、施設職員や他の被収容者からの虐待などについて語らないであろう。現在、(正式なモラトリアム(死刑執行停止)もしくはその他の理由により)死刑執行を行っていないが、死刑の宣告は継続し、そして／又は減刑を行っていない国がいくつか存在する。この様な状況では、国がいつでも死刑の執行を再開する可能性があるため、家族に更なる不安感を募らせる⁸⁷。

受刑者一般の子どもと同様に、(存在する場合は)電話での連絡は一般の固定通話よりも高額なため、規定された時間のみ許可されていることがある(そのため、定められた時間帯に家族が外出することが制約されることになる)。また、携帯電話ではなく固定電話の使用に限られる場合もある。司法管轄によっては、死刑囚は、

電話で家族との連絡を取ることが認められていない⁸⁸。

勸告

(保護状況とは関係なく) 死刑囚の子どもはすべて、親との面会が本人の最善の利益となる場合には、親の訪問に関してサポートを受けるべきである。

職員は死刑囚の子どもが親と面会する際の、子どもへの適切な対応方法や行動についてトレーニングを受けるべきである。

面会室に入る際に死刑囚を他と分けたり、死刑囚やその家族に識別用の目印をつけるなどの、区別や不名誉を与えることは止めるべきである。

スティグマと一般市民の態度

法廷に足を踏み入ると、人々は私たちに非難の目を向けた。ただ、私たちが父の子どもであるという理由で。私たち子どもが、それに値する何をしたというのだろうか。

死刑囚の子ども、ミステリー⁸⁹

世間は死刑囚や死刑被執行者に対してマイナスの印象を持っている。彼らの子どもやその保護者は、しばしば、死刑囚との関連から恥辱（スティグマ）を受ける。こうしたスティグマは、死刑が執行された後すら、亡くなった親と結び付けられて続く可能性がある⁹⁰。

スティグマには、犯された罪による場合と、判決による場合があり、特に一定の犯罪について顕著である。国によっても異なるが、殺人、小児愛、冒涇、姦通やテロリズムなどである⁹¹。一般大衆や特定のグループからスティグマを負わされる事がある。司法管轄によっては、被疑者を極端に悪魔化するような言葉が検察官の口から発せられ、被疑者を非人間的に描いて死刑の宣告を煽る⁹²。否定的態度は、他の死刑囚の家族からも向けられる。特に成人の場合は、自分の家族は尊敬に値するが、他の

死刑囚は信用できない「犯罪者」と見る場合がある⁹³。時には、(疑われている)犯罪に対する地域の感情が、「暴動による裁き」に至り、もしくは個人的に被疑者やその家族に復讐をするケースもある。これには、家族が、魔術⁹⁴など、犯罪以外の汚名を着せられる活動に関わっているという疑念や主張を生じさせてしまうおそれもある。地域社会の敵意があまりに強いために、家族が身を隠したり、知っている人のいない地域への移住を強いられてしまう。子どもは孤立する術を学び、自身の状況についても語らず、尋ねられても否定をする。この様な自己規制は死刑が執行された後も何年も続く可能性があり、生涯にわたって、配偶者からすらも触れられてはならないものとなる可能性がある⁹⁵。

(死刑囚の子どもが置かれた状況に対して現実に向けられる敵意、あるいは感じられる反感のために) 子どもが自分にとって有益なサポートを望まなかったり、あるいは利用が出来ないなどして、そうしたサポートを受けられないこともある。犯罪の被害者の家族を対象としたサポートを提供する仕組みがある場合も、加害者家族は「被害者」とはみなされないため、対象とならない。この様な格差は、情報に関しても起こり得る。殺人罪の被害者の家族は死刑の執行について事前に知らされたが、加害者の家族には知らされなかった事例がある⁹⁶。

研究によると、学校は、被收容者の子どもの生活や福祉に大きな影響を及ぼしており⁹⁷、死刑囚の子どもにとってスティグマの場にも援助の場にもなり得る。死刑確定者の子どもが他の生徒と喧嘩をし、その結果、退学とならざるを得ない事態を懸念する学校当局からの報告もある。学校のスタッフに、こうした子どもの状況やニーズについての情報を提供することが、子どもがこうした問題を乗り越える手助けとなり、またスタッフもより良いサポートを提供できるようになる⁹⁸。

— 参考事例：学校での教育プログラム —

受刑者や死刑囚の子どもへの理解を促進するために、学校の教育プログラムや教員の研修資料が開発されている。これらの教材は、クラスに該当する生徒がいないようにみえる場合でも、授業が終わった後で生徒が教員にこっそりと打ち明けることが可能になるので、有益である。過ちを犯した人であっても、それによって必ずしも悪人となるわけではないということを含め、子どもや教員が状況について敏感になる手助けとなる⁹⁹。

犯罪者やその家族への反応は、常に敵対的というわけではない。すべての地域社会が死刑に賛成というわけではない——特に、死刑が廃止された地域や、国外で裁判が行われ刑が科された場合には、死刑反対の声は大きくなり得る。こうした場合、子ども（や家族）へのスティグマやサポートに関する問題は、死刑が広く支持されていたり、「通常」だと考えられている場合とは全く異なり得る。もしも、親が少数派社会集団を代表して政治的若しくは宗教的活動を行っていたならば、そうした親（及びその子ども）は祝福され「英雄」扱いをされるであろう¹⁰⁰。アメリカ合衆国におけるアフリカ系アメリカ人など、不均衡に多く死刑を宣告され、執行されてきたコミュニティでは、死刑は不正義とみなされ、死刑囚は犯罪者ではなく被害者と見なされる¹⁰¹。死刑囚を親に持つと、子どもは「間違った意味で」人気者となるため、子どもも何らかの罪を犯すであろうという予測が成り立つ¹⁰²。

子どもや家族の中には、自分たちの境遇について声を上げ、死刑やその執行が家族に対する影響について他者を啓蒙し、公然と死刑に反対する活動を行うことで、スティグマを拒否する人々もいる。こうした人々は、死刑廃止運動団体によってスティグマを負わされるのではなく、親の事件に関して実務的な援助を受けるなど、サポートを得られることもある¹⁰³。

メディアの報道次第で、社会の死刑に対する考え方や言葉は大きく変わると考えられている。（被疑者／犯罪者及び犯罪の双方に対して）極悪人扱いするような表現を用い、扇情的あるいは押しつけがましい報道をすることによって、社会には敵意が醸成され、あるいは増していく。報道媒体上ではなくとも（テレビ番組や映画を通して）、死刑囚監房や死刑執行についての描写があれば、家族は再びトラウマを負う。映画では、悪人だけが死刑を執行されがちである。これは特に幼い子どもを当惑させる。専門家は、NGO やその他の団体に、残忍な言葉の使用をやめさせ、扇情的ではない描写や証言を支持すべきことを推奨している¹⁰⁴。こうした努力は、オンラインメディアやSNSにおいては特に重要である。こうした場では、子どもや若者がますます多くの情報を得るようになってきているが、オンラインメディアやSNSにおいては、匿名性ゆえに、非常に残酷な、あるいは激しい表現の書き込みが可能になる。同時に、死刑囚あるいは死刑被執行者の子どもが関わる事案については、それが自主規制的なものであれ、ユネスコなどの国外ないし国際的な機関が出している手引きであれ、あるいは法律上の規定（未成年犯罪者の事件に関していくつかの国では報道規制が設けられているが、これに類似した

もの)であれ、何を報道してよいかについてのガイドラインがあると良い¹⁰⁵。

マスコミは、死刑囚の子どもの声を世間に届ける事が出来る。これは死刑執行直前になされる事が最も一般的であり、子どもが自らの物語を語り得る力となり、癒しともなり得る。声を上げることによって、特定の家族の事件に進展がみられたり、より一般的には、死刑に対する姿勢に変化がみられることもある。しかし、(例えば死刑執行の不手際が公にされた場合などには)家族が当惑することにもなり得る¹⁰⁶。

勸告

親の死刑がどのように子どもに影響を与えるかについて子どもが置かれた一般的な状況についての情報を提供し、世間が敏感になるようにすべきである。

学校やメディアをはじめ、死刑囚の子どもの生活と関わりを持ち、あるいは影響を与える団体を対象に、専門家による指導を提供するべきである。

子どもに何を伝えるべきか

子どもに、親の死刑確定や執行について告げるべきかどうか、告げるとすればいつ、何を伝えるべきかは、頻繁に議論される点である。個々の子どもの性格や状況に見合った対応が必要であるが、受刑者一般の子どもについての既存の研究結果によると、子どもの年齢に応じ適切な方法で子どもに真実を伝えた方がよく、嘘をつくことは本質的に好ましくない¹⁰⁷。メディアや同年代の子どもや隣人から情報を得るよりも、計画性をもって、子どもを支える環境で伝えるほうが望ましい。こうした機会は、子どもと死刑にまつわる言葉について語り合う場ともなり得る。子どもが不愉快な呼び名で呼ばれる事もある。時には家族内でも、何かを子どもに伝えたい親や保護者と、伝えたくない親や保護者がいるため、緊張感が高まる。子どもには、正確ではない可能性のあることを断定的に伝えないこと(親は絶対に死刑を執行される、若しくは絶対に家へ戻れる、など)が重要である¹⁰⁸。

親の状況についての知らされた後も、子どもは様々なところから相矛盾する情報を

得るかもしれない。拘禁されている親は、自分をよく見せようとして子どもに嘘をつく場合もあり、権威ある人物、例えば聖職者などが、「神はあなたの父親は釈放されると告げた」などという、真実ではない断定的な発言をするかもしれない。子どもは、人々の悲しみや弱みにつけ込んで改宗を迫り食い物にしようとする、分かり易く人を引きつけるメッセージを発する宗教団体の標的となり易い¹⁰⁹。

また、子どもが状況を誤解しない様にすることも重要である。子どもが事実について、誤った解釈をしてしまうような方法で教えられる事例（親は学業のため留守にしていると信じているケースがあった）があり、親は何年も死刑囚監房にいるにも関わらず、死刑が科されたことにより親は既に死んでしまったと理解する子どももいる。このような誤解は、親子の関係が絶たれてしまう事を意味し、関係を再構築する（子どもが幼ければ一から構築し直す）必要性が出てくる。これは親が拘禁状態にある場合であれ、又は無罪となったり減刑がなされて出所した後であれ、あてはまる¹¹⁰。

一般的に実務家の間では、子どもの年齢と成熟度を考慮した上で、何を伝えるべきかを判断するべきことで一致がみられるが、どの年齢の子どもにどの程度詳細な情報を伝えるかについては明確ではない。子ども向けの発刊物など、子ども（そして家族）に状況を説明する子ども向けの書物は役に立つことが多い。そして、出版物は、異なる対象者に対して、様々な言語で作成する事が可能だ。専門家は、子どもに犯罪についての生々しく詳細な内容を伝えるのは適切ではないとしており、上訴や死刑執行期日の指定が何度も繰り返される法制度においては、子どもが逐一詳細を知らされると、それに伴って感情的な起伏が激しくなるため、望ましくない。専門家の意見としては、死刑執行の詳細は、執行が行われる際には伏せておいた方が良いが、子どもから質問があった際には正直に回答するべきである¹¹¹。

— 参考事例：問題を説明する素材 —

受刑者一般の子どもに対して、親に何が起こっているのかを説明するために、絵本、小説、ウェブ上の記事やその他の素材が開発されてきた。これらは、子どもたちに状況を説明し、またこのような経験をする自分たちはひとりぼっちではないという感覚を持たせる上で、効果的であることがわかっている。死刑囚の子どもに対しては、様々な種類のサポート窓口に関する情報など、特別な資料が役に立つであろう。

勸告

親のおかれている状況について、子どもは、計画性をもって、かつ、年齢に応じた適切な方法で説明を受けるべきである。

子どもには、実際には不透明なことについて、確実に起きるだろうと語るべきではない。

保護者と代替的養護

死刑囚の子どもは、親の逮捕、裁判、収容、そして死刑執行といった折々に、保護者が代わるという経験を幾度かすることがある。住居は以前と変わらない場合でも、保護者が変わったり、また住居自体を移転する場合もある。他の受刑者の子どもと同様に、(どのような人であれ) 保護者は子どもの生活にとって重要な存在であり、サポートのための重要な存在となり得る。死刑囚や死刑被執行者の子どもは、親のいない他の子どもと同じ様な問題を抱えるが、死刑囚の子どもや親の状況ゆえに、そうした問題は、他の子どもとは違っていたり、より極端であったりする。大きな違いは、原因が、少なくとも部分的には、国家が親の死刑を執行したことにあり、という点である。しかし、司法管轄によっては、このようないきさつで親を失った子どもは、自分自身は何も過ちを犯していないにもかかわらず、国からの支援を受けられない¹¹²。

代替的養護に関わる事例に関しては、常に国連の児童の代替的養護に関する指針 (Guidelines for the Alternative Care of Children)¹¹³ を参照するべきである。

受刑者の子どもと同様に、子どもを養育するためには、まず祖父母が登場する場合が多く、次にその他の親族、そして里親ないし保護施設と続く。子どもは、死刑を執行された親への愛情と、新しい養育者への愛情との間で、感情の葛藤を覚え感じるかもしれない。子どもには、実の親と養育者の双方を愛してよいのだということを受容させることが重要である¹¹⁴。国家は、子どもの権利条約第 20 条により、国家が家庭環境を奪った子どもに対し、経済的援助その他の支援を提供する責任

があり、新たな養育者にとっては、こうした経済的その他の支援を受けることに加え、子どもの特定のニーズに関する情報を得ることが有益となる¹¹⁵。

幅広い子どもたちに対応する保護施設に受け容れられる子どももいれば、同じ様な境遇にある死刑囚や死刑被執行者の子どものための保護施設に受け容れられる子どももいる。この場合、他の子どもたちの態度（特に、状況を隠したり、説明したり正当化したりする必要がないため）、そして職員の認識度やサポートの質点においても、より支援に適した環境を提供出来る。死刑囚や死刑被執行者の子どもは、他の子どもとは異なった、又はさらに大きな問題を抱えている場合がある。すべての養育者が、こうした問題点を認識するとは限らない。子どもが刑務所から近距離に住居を置くことで、親との面会が、より容易になる（刑務所までの時間、距離、交通費を削減できるため）。また、死刑囚や死刑被執行者の子どもを何人か世話した経験のある養育者であれば、面会時の手続き面などで子どもをサポートできる。Morning Tears International という、死刑囚や死刑被執行者の子どもを含めた受刑者の子どもたちの養育を行っている NGO は、受刑者の子どもの養護に関する最低基準及びプロトコルを作成している。こうした基準が広く共有されて、他の施設にもこうした基準があるかどうか問われるようになり、実質的で専門的な議論が可能となれば、大いに意義があるものとなる¹¹⁶。

子どもの親族を含め、養育者となる可能性のある人物が、子どもを受け入れない場合がある。理由としては、経済的な事情や、受け入れるだけの部屋の確保が出来ないなどがある。また、スティグマや、子どもを引き取ることで養育者自身が犯罪によって影響を受けた人々による復讐の標的となり、他の子どもにも悪影響が及ぶのではないかという心配、あるいは、子どもが恥や不運、呪いに繋がる、といった理由もあり得る。時には、養育者が子どもを引き取る理由として、家事を手伝わせたり奴隷のように働かせることが出来るから、若しくは遺産目当てであったり、政略結婚させようという目的も考えられる。しかし、引き取ってくれる養育者なしでは、死刑囚や死刑被執行者の子どもは自分自身で生活を成り立たせなければならなくなり、その場合は路上生活を余儀なくされることが多い。国によっては、子どもたち、特に女兒が、とりわけレイプなどの犯罪の被害（性病のリスクなどを含む）や、その他の搾取に遭う高いリスクにさらされる¹¹⁷。

仮に、残った親（通常、男性の方が女性よりも死刑の宣告を受ける場合が多いため、多くの場合には母親）に新しいパートナーが見つければ、子どもにも影響を及ぼす。パートナーが子どもにさらなるサポートを提供でき、父親ないし母親に代わる存在、あるいは第二の父・母としての存在になるかもしれない。逆に、新しいパートナーが子どもを拒否する、又は子どもが死刑囚の親を訪問することを望まないかもしれない。場合によっては、生き延びるために新たな稼ぎ手となるパートナーを必要とするような、非常に貧しい家庭では、母親が新しいパートナーを見つける為に子どもを遺棄してしまうこともある¹¹⁸。

勸告

代替的養護を伴う場合は、常に国連の児童の代替的養護に関する指針を参照するべきである。

子どもに最善のサポートを行うため、養育者は経済的、及び、実地的なサポートを提供されるべきである。

親が無罪とされた場合

死刑を科された人が、執行されることなく釈放される場合がある。上訴の結果、無罪とされた、恩赦や特赦の対象となった、刑が減刑された後に（直ちに、あるいは一定の拘禁期間を経て）釈放された場合などである。‘通常の’拘禁刑となる場合であれ、釈放される場合であれ、親の法的地位が変更されることは、通常は歓迎すべきことではあるものの、順応するのは非常に困難である。

死刑囚の子どもは、2つのシナリオの1つ、若しくは両方に対応しなければならない可能性がある。すなわち、死刑から拘禁刑への減刑、又は釈放である。減刑の場合は、もはや死刑の執行はされないと安堵した後、親子共に、（場合によっては生涯）刑務所で生活するという現実に対応し、塀を隔てながら親子の関係をいかに築くかに取り組まなければならない。受刑中の親と子どもは、死刑囚であった頃に比べて、外部から受けられるサポートが減少すること（死刑の場合は、死刑廃止

運動による援助がある場合もある)にも慣れていく必要があるかもしれないが、面会に関する制限は、死刑囚の場合と比べれば緩やかとなる可能性がある。

他の受刑者の子どもと同様に、釈放後は、実生活上も、そして感情面でも困難が伴う。釈放によって初めて親が子育てに携われるようになるという場合もある。これは容易なことではない。服役中は、子ども、親、あるいは養育者にとって、接触を保つことが心理的に困難となり、連絡を断ち切っている場合もある。そうすると、関係は一から築き上げねばなくなる。家庭に戻った親が、子どもにとって馴染みがなく抵抗を示すような役割を果たそうとし、あるいは(もう一人の親の新たなパートナーなど)他人によって引き受けられていた役割を担おうとすると、更なる緊張が生じる可能性がある。実際的には、親は職や住居を探すのにも苦勞する可能性がある(特に死刑となった犯罪によるスティグマのため、一般の元受刑者よりも困難となり得る)。管理された刑務所内の環境に慣れてしまい、地域社会でうまくやっていくことが出来なくなるという問題は、他の元受刑者にも共通にみられるが、死刑囚の場合は、一般の受刑者に比べて警備がより厳しく、隔離されていたために、問題はより深刻となる。しかしながら、こうした類の情報は、死刑囚の子どもについての情報と比べても大変限られているため、ほとんど知られていない。釈放された親について、更なる研究と支援の双方が必要である¹¹⁹。

第3部

死刑囚の子どもに特有な問題

死刑執行の通知と最後の面会

ほとんどの司法管轄では、死刑囚（及びその家族と弁護士）に死刑執行の日を前もって知らせる。家族は、死刑執行前に一度若しくはそれ以上の面会を認められる場合があり、ときには、通常より長く、頻繁に面会ができるよう、公式・非公式に制限を緩めた面会が許可される場合や、接触が禁止されていた家族との連絡が許可される場合もある。

子どもに死刑執行の日を知らせ、最後の面会—出来る事ならばスキンシップが可能—をさせることは大変重要である。これは、死が取り返しのつかないものであることから、親子に別れを告げる機会を与えるものである。当然、別れを告げて立ち去ることは、心理的に非常に辛いことである。そのため、責任者が、適切な時期に、子ども（や家族）に執行の予定を伝え、最後の面会についての詳細を伝えることは重要だ。通常の面会と同様に、子どもは遠くまで出向かなければならない場合もあるため、学校や仕事を休んだり、（通常は大人の同行者も必要となるであろう。

逆に、通知をせずに死刑を執行し¹²⁰、死刑執行の日時を早める事で最後の面会が不可能となる¹²¹、懲罰を理由に最後の面会を取り消す¹²²といった措置は、悲嘆をより大きなものとする。また、親を失った悲しみに対処することも、より困難となる。通知をせずに死刑執行が行われると、子どもが、親はまだ生きていると信じ込んでしまう可能性もある。死刑囚の拘禁や死刑執行について秘密主義をとる国では、そうした秘密主義のために、こうした子どもが共通して経験する、親と曖昧な形でしか別れができていないという感覚、そして、終わりなく延々と続く悲しみをより悪化させる（後記「死刑執行」を参照）。

面会の他にも、死刑囚が子どものために出来ることがある。文章、録音、ビデオなどを通して、子どもの誕生日にメッセージを伝えたり（ときには誕生日のたびに何度か）、思い出や人生のアドバイスを綴ったスクラップブックを作ることなどが出来る。子どもは、親のことを思い出したいとき、あるいは悲しみを感じたときには、こうしたものを見たり、聞いたり、あるいは読み返すことができる¹²³。

勸告

子ども及び家族は、死刑執行について予め通知を受けるべきであり、執行前に一回ないしはそれ以上の面会が認められるべきである。

最後の面会は、懲罰を理由として取り消されてはならず、あるいは、死刑執行の日時を早めることによって妨げられてはならない。

死刑執行

（刑務所へ）行くまで、私たちは父と電話で話していました。父はずっと冗談を言っていました。あと1時間30分後には、もう父は物言わぬ人になってしまうとは、なかなか理解できませんでした。

死刑被執行者の娘、ミステイー¹²⁴

他の刑罰とは異なり、死刑は親子の関係を、意図的に、最終的に切断する¹²⁵。子どもは、国家組織により暴力的に死刑が執行され親を失う事に対して、まず脅威を抱き、そして現実の執行に直面する。死刑が念入りに計画され、かつ、国家によって正当化された行為であるという事実によって、子どもにとっての死刑執行は、他のどのような死とも違ったものとなる。

死刑執行は公開で行われる場合（誰でも見ることが出来る）もあれば、非公開で（特定の人々のみが立ち会える）、あるいは秘密裏になされる（死刑執行の事実や詳細が隠され、あるいは否定される）場合もある。また死刑執行は、様々な手段によって行われ得る。執行手段の相違によって、子どもへの影響にも差異が生じるの

かについては、ほとんど情報がない。

司法管轄によっては、未成年の子どもは死刑執行に立ち会わない。理由としては、規則によって認められていない場合もあれば、もう一方の親や養育者が立ち会わないと決断したことによる場合もある。死刑執行時まで成人した子どもにとっては、（他の親族同様に）死刑執行に立ち会うか否かの決断は難しいものとなる。立ち会いをしないとすれば、執行という出来事について疎外感を覚えたり、最後の瞬間に親を見捨てたという感情を覚えるかもしれない。立ち会う場合には、死刑執行を目の当たりにすることによる激しい苦痛とは別に、執行に伴う様々な状況に対処しなければならなくなる。例えば、刑務所の周りに群がる敵対的な群衆や、事件の被害者（やその遺族）が執行を喜び、声明を発し、あるいは記者会見を開くことなどがある。刑務所の外に集まる死刑廃止活動家の存在すら望まない、あるいは、耐えられないものとなる可能性がある。マスコミによって死刑執行が報道されれば、子どもは（再度）犯罪についての公の報道や、家族に対し否定的な報道に晒されることとなり得る¹²⁶。

公開の絞首刑を目撃した（犯罪者とは無関係な）子どもたちに関する研究がある。イランのイスファハンでは、2002年中に約250人の7歳から11歳の子どもたちが、絞首刑を目撃したと報告されている。その後、これらの子ども達を特定したうえで、心的外傷後ストレス障害（PTSD）¹²⁷の研究に参加するよう呼びかけられた。このうち200名が参加した（参加には親／保護者の同意が必要であったこと、前年中に何らかの急性の心的外傷を負っていた子どもと、精神医療サービスを受けた子どもは除外したため、数は少なくなっている）。精神科医が、一人一人の子どもとその両親に臨床精神医学的な面接を行い、PTSDの症状がどの程度現れているかを診断するため、標準的なチェックリスト¹²⁸を用いて調査を行った。絞首刑を目撃してから3ヶ月後の場合、200人中104人（52%）の子どもが、少なくとも一つのPTSDの症状を示し、「88人は再体験に苦しんでおり、24人は回避性症状、62人は過度な興奮を経験している」¹²⁹。24人（12%）は「慢性的なPTSDの症状を示していると診断」された¹³⁰。過半数がストレスを感じており、35%が、子どもの心的外傷後ストレス反応の指標によって示されるところの通常ストレスを、40%が深刻なストレスを感じていた。ストレスの平均値は、深刻なストレスの境界値より僅かに下であった。従来の研究によっても、指標のうち「深刻な」ストレスは、PTSDの診断において非常によくみられるものである¹³²。

死刑執行が精神に与える影響を認識している司法管轄もある。アメリカ合衆国のテキサス州では、犯罪の被害者遺族が死刑の執行に立ち会う場合には、執行後に報告を行う。これは、州当局が、死刑執行が心的外傷を与えるものであることを認識しているためであるが、同様に死刑執行に立ち会った死刑囚の家族には、精神面・心理面でのニーズに応える義務があるとは認識していない¹³²。国が親に対する死刑の執行を行うがために、子どもは、公的な援助を受けることを望まないかもしれない。あるいは、国によって援助されることと、自分たちに生じた損害が認識されることの双方を受け容れるかもしれない。いずれにしても、子どものニーズが考慮され、対応がなされることが重要である。

死刑の執行は、成人後も、また生涯を通じて続くPTSDその他の心的外傷症状を引き起こしかねない「激しい恐怖、無力感、おぞましさ」を子どもに与え、親子の関係を切断する¹³³。深刻な事例では、子どもは乖離状態（出来事に対処することができず自分の世界にこもってしまう）に至る場合がある。悲嘆という重荷は、子どもの生涯を通じてほとんどやわらぐことがないかもしれない。子どもが感じる悲しみは、（その苦しみを社会的に正当なものと認められないため）その「資格を奪われ」た、「複雑」なものである。複雑な悲嘆とは、一般的な悲嘆が数ヶ月で徐々に薄れていくのに対し、慢性的に強い悲しみが続くものであり、長引き、悪化していく場合もある。成人の家族が、悲嘆に暮れてトラウマを抱え、子どもに適切なケアやサポートができなくなる場合もある。実際、大人がが事件、判決、そして死刑執行によって深刻な影響を受ければ、子どもが親や養育者の面倒を見、さらに自分より幼いこどもの世話もしなければならない事がある。死刑囚の家族は、心的外傷を負う精神状態の中で、既に死刑が執行されたであろう、あるいは現に死刑執行がなされた家族の「曖昧な喪失」を経験する。それ故に、精神的な興奮状態によって、一般的な悲しみのプロセスを遂げることができないのである¹³⁴。

保護者／扶養者たる人物が、別の保護者／扶養者となり得る存在（国家）によって殺されるということは、内面において相当な葛藤を引き起こし、国・地域の複雑な関係をもたらす。実際に、子どもは、殺人事件の被害遺族と同じ状況に置かれてしまう。すなわち、愛する者は第三者によって暴力的に殺害されたのであるが、この場合には、国による制裁として実施されたということになる。この問題は、死刑が、国

際基準に反して、人の死という結果を伴わない犯罪に対して適用される場合には、さらに悲惨である。この場合、死刑被執行者の子どもの方が、事件の被害者よりも重大なものを失う。子どもは、親が間違っただけの結果の責任を取り、犯罪による損害について償わなければならない、ということは理解するかもしれない。しかし、国が意図的に親を殺害しようと計画しているという事実は理解できないかもしれない。よって子どもは国家の権威を拒絶し、国に対する個人的な愛着心を失い、国からの援助を求めたり、受け容れたりしなくなり、法執行機関の職員や特定の（司法、行刑、警察といった）死刑についての決定を行い執行を行う機関に対して、敵対的になっていく。子どもが、自分の親は無実だと確信し、又は疑っている場合、（ドメスティック・バイオレンスの事案で虐待されていた側が虐待者を殺害したなど）親の犯した罪は正当化されると考えている場合、あるいは、死刑に値するだけの有責性が（精神障害などにより）存在しないと考えている場合には、状況はさらに複雑である。親が思想上（拘禁刑よりも）死刑を望む場合にも、様々なシナリオが想定される。例えば、テロリズム関連死刑判決であれば、死刑が執行されることで、親を殉教者として扱う気持ちが強くなる。これは、死刑被執行者の子どもを含め、人々に、国家に敵対するという同じ道を歩ませるよう仕向けることとなり得る¹³⁵。

新年など、何らかの祝祭の時期に死刑執行がなされれば、子どもにとっては、その年に影響が及ぶだけでなく、その先も毎年、友だちがその行事を祝うたびに、子どもは親の死刑を思い出すということになる。これは、子どもに、同世代の仲間や地域社会からの大きな疎外感を惹き起こし、楽しい行事に悲しい出来事を重ね合わせることになる。親が祝い事の時期に他の理由で死亡したとしても、罪や死刑執行につきまとうスティグマによって、子どもは、悲しみを共有したり、対処するための援助を求めることが、なかなかできない¹³⁶。

— 参考事例：嘆きの儀式 —

嘆きの儀式は、喪失に対する子どもの順応力を高めるのに役立つ。これらは伝統的若しくは宗教的な儀式であり、葬儀も含まれるが、これに限られるものではない。人権を求める殺人被害者遺族の会（Murder Victims' Families for Human Rights）の催す、家族が死刑を執行された人々が集まって、愛する家族を思いながらバラの花を一つの花瓶に捧げるといった、現代的な追憶の儀式でもよい。あるいは、亡くなった親に「話しかける」ことで、生前には言う機会がなかったり、言い出せなかったりしたことや、自分の成功や達成したことを伝える方法もある。

時には、親が死刑を執行されることなく死亡してしまうこともある。老齢、病気、事故、自殺、さらには殺害される場合もある。死が予測可能な場合（不治の病による死亡など）もあるが、そうではない場合もある。死刑が執行された場合と同様に、国に対する敵対心を惹き起こす場合と、そうではない場合とがある。もしも、死亡の原因が拘禁と関係していれば（例えば、施設内で感染した病気により死亡した場合など）、子どもは国に死の責任を問うかもしれない。親が死刑を執行されなければ、スティグマは軽減されるかもしれないが、これもまた死亡の原因によって影響される。しかしながら、様々な形の死が子どもにもたらす影響全般については、更なる研究が必要である。

執行後の遺体と遺品

小包を開き始めると、彼が死刑を執行される直前に使った、濡れたタオルがあった。私は声を上げて泣いた。

執行された死刑囚の叔母¹³⁷

死刑執行に続き、家族が執行直後の遺体の側にいる時間を与えられる場合もあれば、自分たちで葬儀の準備をすることが認められ（あるいは葬儀について尋ねられる）たり、故人の刑事施設内での所持品を受け取る場合もある。これらはすべて、子どもや他の人々がたどる悲しみのプロセスの助けとなり得る。国がこうした機会を設けないとすれば、悲しみはどこまでも続き、当局に対する憎しみの感情を悪化させてしまう。仮に、当局が、どのような措置をとったか、あるいは、遺体がどこにあるのかを隠している場合には、こうした感情はより極端なものとなり得る¹³⁸。ウズベキスタンにおいて、当局が秘密裏に死刑の執行を行い、遺体の埋葬地の開示を拒否した事例が、少なくとも1件ある¹³⁹。ベラルーシにおいて、同様に秘密主義がとられたある事例について、国連の規約人権委員会は、市民的及び政治的権利に関する国際規約の第7条に違反すると判断した¹⁴⁰。国は、遺された家族への影響につき配慮すべきであり、死刑囚の所持品を遺族に返す場合には、予め家族に通知すべきであるし、被執行者の所持品を死刑執行場の外に放置して、家族に持ち帰らせるようなことはするべきではない¹⁴¹。

モーリシャスのように、被拘禁者の子どもや家族をより幅広く支援する社会的な援助政

策の一環として、葬儀費用の給付が受けられる場合もあり、こうした施策は他の国でも検討されている。

勸告

家族は（望む場合には）死刑執行直後に、遺体の側にいる時間を与えられるべきである。また、遺体及び遺品は、家族に返されるべきである。

死刑を執行された親の葬儀について、国は経済的援助を提供するべきである。

死刑執行後

死刑は、死刑の執行がなされる本人よりも、子どもたちのほうをより深く傷つけるということは、理解されるべきだと思う。子どもの人生を破壊してしまう。

キース、死刑執行を受けた親の親族¹⁴²

死刑執行後に子どもは心理的、法的、その他の問題に直面する。もしも死刑執行以前に上訴や面会が活発に行われていたら、死刑囚のために費やされていた時間や労力や活動が突然失われ、様々な活動によって気持ちを紛らわすこともできないまま、激しい喪失感や悲しみを募らせ、さらには親の命を助けることができなかったという罪悪感を強めることになるかもしれない。弁護士など外部の人々が死刑囚の支援活動をしていた場合も、死刑の執行を機に結集する意義を失い、ひとり、またひとりと去って行く。子どもが面会に行くこともなくなるため、他の死刑囚の家族と継続的につながりを持ったり、支援をすることも無くなる。こうして家族は多くの場合、死刑が執行された後の段階では、自分たちで問題に対処せざるを得ない状況にある¹⁴³。

死亡証明書が必要となるなど、法律上・行政上の手続問題点が浮上することもある。証明書は自動的に発行される場合もあれば、家族が死亡届を出さなければならない場合もある。どちらにしても、書類上の死亡原因をどう記載するか、またこれが（公的あるいは社会的な）スティグマや差別のような重大な影響や、あるいは、子どもの身分状況の変化をもたらす（特に、もう一方の親が既に死亡していた場合、孤児とみなされる

のか) 可能性があるのか, などの点を考慮することが重要である。司法管轄によっては, 死亡原因が「他殺」とされるが, 通常の殺人事件被害者に与えられる援助を家族が受けられるかどうかは明らかでない。死刑被執行者の子どもは, 似たような状況にいる子どもに提供されている利益や機会を受けことが, 法的に禁じられるのであろうか? 親がもう片方の親を殺害したことにより死刑の執行を受けた場合, たとえば医療上の措置への同意書などのように, 書類に署名すべき成人の保護者がいないということになり, 子どもは法律上及び行政上の不確実性に曝される危険がある。また, 住居や婚姻などのために必要な公的書類の確保にも支障が生じかねない。

勸告

子どもや家族は, 死刑執行後も, 援助を希望ないし必要とする場合には, サポートを提供されるべきである。

国は, 親の死亡届に関し, 行政上の手続や法的地位において, 子どもが不利益を受けないようにするべきである。

世代を超えた影響

死刑が長期間に渡り, また世代を超えて家族に及ぼす影響については, 研究がなされていない。関連する分野 (集団に対する大規模な暴力¹⁴⁴, 自然災害¹⁴⁵, 拷問¹⁴⁶, 戦争¹⁴⁷, 奴隷制度や組織的な人種差別¹⁴⁸) における研究によれば, 親が被害を受けていた事実と, その子どもに PTSD の症状が出ることとの間には, 強い関連性があることが示されている。発現までに時間がかかる場合もあるが, 研究によると, 親と「同様の思考, 行動及び感情」¹⁴⁹を含む, 親のトラウマ症状と全く同じような症状が子どもに現れることが分かっている。延々と続く悲嘆やトラウマは, 子ども自身が将来子育てをするに当たっても, 困難を引き起こし得る。

死刑囚の親と生活する子ども

死刑囚のもとで出生し, 死刑囚によって育てられ, かつ (又は) 死刑囚監房で幼

少期を過ごした子どもが置かれた状況や、その影響については、ほとんど把握されていない。妊娠している女性¹⁵⁰（セントクリストファー・ネイビスは、世界で唯一、妊婦の死刑執行が法的に認められている国である）¹⁵¹及び幼い子どもの母親¹⁵²の死刑を執行することは禁じられている一方で、長期的には、子どもや母親がどうなるのかが極めて不透明であるため、こうした子どもたちは特別な問題に直面する。

妊婦に対する死刑は減刑され、（通常は）終身刑に変更されるという国もある。ベトナムでは、3歳未満の子どもを持つ母親についてはすべて、死刑を減刑する¹⁵³。出産後、子どもが離乳するまでの間、あるいは不特定の期間、死刑の執行が延期される国もあり、その機関は40日から3年まで様々である。出産後に母親の死刑を執行すべきかどうかを、裁判所の裁量に委ねている国もある¹⁵⁴。こうした子どもは死刑囚監房において母親と共に暮らし、育てられる。

母親の死刑執行がなされると、一緒に生活していた子どもは他の家族や新たな保護者の元へ引き取られる必要がある。子どもは刑務所に残されるべきではない。国連の子どもの権利委員会に対してスーダンから提出された第3回及び第4回の報告書には、およそ受け入れがたい状況が記載され、注目された。すなわち、子どもたちは、母親の死刑執行がなされた後も刑務所に留め置かれていたのである¹⁵⁵。

刑事施設内で（死刑囚ではない）親と生活している子どもの実情、権利やニーズに関する詳しい情報については、QUNO発行の*Collateral Convicts, Orphans of Justice and Children Imprisoned by Circumstance*を参照されたい。

勸告

死刑囚監房で親と生活している子どもへの影響について、更なる研究が必要である。

親の死刑執行後、子どもは刑事施設に留め置かれるべきではない。

外国人

インドネシアでは、海外で死刑に直面しているインドネシア人がどうなるのか、深

く懸念されている。約 650 万人ものインドネシア国籍を持つ人々が、海外で家庭内労働者その他の労働者として働いている。インドネシア外務省によると、現在、233 人のインドネシア人が海外（マレーシア、サウジアラビア、中国、シンガポール、ブルネイ、イラン）で死刑宣告を受けている。海外で死刑に直面するインドネシア人移住労働者の苦境に対する世間の注目を受けて、外務省及び新たに設立された移住労働者保護のためのタスクフォース（Satgas TKI）は、2012 年、110 人のインドネシア国民のために、赦免措置を求める交渉を行ったと、外務省が昨年発した声明は伝えている。タスクフォースは、サウジアラビアにおいて 37 人、マレーシアで 14 人、中国で 11 人、そしてイランでは 1 人の労働者の死刑の減刑に効を奏したとしている。

KontraS（失踪者と暴力の被害者のための委員会）¹⁵⁶

外国で死刑に直面する場合もある¹⁵⁷。これは、死刑存置国の国民であれ、廃止国の国民であれ、あらゆる国の国民に起こり得ることである。死刑判決を受けた親の子どもは、親と同じ国にいる場合もあれば、母国にいる場合、さらには第三国にいる場合もある。

問題の多くは、外国人被收容者とその子ども全般にも当てはまるであろう。例えば、子どもが親とは別の国にいる場合は、遠く離れているがゆえの面会の困難、文化や言語の違いによる問題¹⁵⁸、刑事司法手続に不案内である、適切な弁護士を見つけるのが難しい、といった問題がある。領事関係に関するウィーン条約¹⁵⁹、女性被拘禁者の処遇及び女性犯罪者の非拘禁措置に関する国連規則（バンコク・ルールズ）、そして国際司法裁判所の種々の判決は、被收容者に、領事館に援助を求め、領事と連絡をとる権利があることを通知する義務があるとしている。しかし、実際には、義務が果たされないことが多くある（アメリカ合衆国の研究では、調査したケースの 95.1% で領事への通報がなされていなかった）¹⁶⁰。連絡がなされる場合でも、国により、あるいは担当する領事によって、援助の内容には非常に大きな幅がある。

参考事例：海外の自国民に対する政府の援助

メキシコ、インドネシア、(報道によれば) フィリピンには、海外で死刑に直面する自国民を援助するプログラムがある。「メキシコ死刑事件法的支援プログラム」は、アメリカ合衆国で死刑に直面するメキシコ国民に対して無料で公判の支援を行う。インドネシアの移住労働者保護のためのタスクフォースは、他国で死刑を科されたインドネシア国民のために刑の減軽の交渉を行う¹⁶¹。政府によっては、領事館職員を対象に一般的な刑務所のシステムや、あるいは死刑に特化したガイダンスを行っている¹⁶²。しかし、国家間の関係や国内政策によって、政府が死刑を科された自国民の問題を取り上げない、あるいは重視しない場合もある¹⁶³。

領事館やその他の政府職員が、死刑囚の家族に対して支援を行っているかどうかについては、更なる情報が必要である。子どもが、逮捕され、判決を受け、あるいは死刑を執行された親と一緒にいたのであれば、他の家族や保護者のもとに送るため、本国に送還されるべきであろう。本国にいる子どもは、拘禁された親と連絡を取り、面会をするために(实际的、心理的、あるいは経済的な)援助を必要とするかもしれない。家族は、自分自身の理解のため、あるいは公判に直面する親を助けるため、司法手続についての情報を必要とするかもしれない。国によっては電話の使用が認められておらず、あるいは、もともと刑務所からかける電話の料金が高く設定されている上に、国際電話のコストが輪をかけて高いため、家族によっては電話料金を負担できない場合もある。週に一度、本国との時差を考慮したうえで、スカイプなど、インターネットによる通話手段の利用を許可することで、こうした問題の多くは克服できる¹⁶⁴。国によっては、家族が被収容者の食糧を用意しなければならないという場合もあるが、これは外国人被収容者にとっては非常に困難である。

特に、政府による支援がない、あるいは不十分な場合には、NGOによる家族の支援やサポートが非常に重要となる。NGOが双方の国で活動していれば、その効果はさらに増す。家族に刑事施設の規則を説明したり、施設職員に問題提起を行ったりするだけでなく、被収容者と家族に情報を提供したり、互いのメッセージを伝達することも出来るからである。Reprieveという非営利団体のように、NGOが法的支

援を行う場合には、子どもや家族にとって、さらなる援助となり得る。

子どもが死刑廃止国出身の場合、違った状況があり得る。こうした子どもは、社会や地域からより大きなサポートを受けることが出来るかもしれないが、死刑そのものや、死刑を想定することについて全く経験がないため、ショックもより大きなものとなり得る。さらに、政府がこのことを、問題として把握していない可能性もある。QUNO が行った死刑囚の子どもに関するアンケートの結果では、多くの死刑廃止国が、当初の回答において、自分たちの国は死刑を廃止しているため、このような問題は存在しないと答えていたのである。

勸告

国は、法執行機関や刑事司法機関に対し、外国籍の被収容者に関する国家の義務、とりわけ、領事館への通報義務についての情報をとりまとめて公開し、普及させるべきである。

被害者かつ目撃者である子どもが、加害者の子どもでもある場合

もしもこの死刑が執行されれば、私たちは親を二人とも殺されることになる。

ローズ・シリアーニ、父親が母親を殺害¹⁶⁵

加害者の子どもが、親の犯した犯罪の被害者であり、あるいは目撃者でもある場合がある。こうしたケースは、特にドメスティック・バイオレンスによる虐待の後、親がもう一方の親を殺害した事案において、よく見られる。ここでは、裁判における子どもの役割、子どもの親に対する感情、子どもに対するサポートの適切さ、といった諸問題が生じる。

子どもが、加害者の子ども、被害者の子ども、そして（又は）目撃者という、二重（三重）の役割を持つ場合には、子どもが関わることで事実審理や量刑審理は複雑化する。子どもが公判で証言をしなければならぬ場合（あるいは証言することを選択した場合）には、親の死刑執行に繋がってしまうような発言をすることに罪

悪感を覚えるかもしれない。これは、特に子どもが（虐待を行っていた配偶者を殺害した場合など）犯罪が正当化されると信じている場合には、より顕著である。仮に、子どもが目撃者として証拠（供述）を提供していた場合、同時に被害者（遺族）として発言することはできるであろうか？（子どもも含めた）事件の被害者（遺族）が、判決に先立って被害者影響供述や、それに類似した供述を行うことが出来る場合、子どもはそうすることを望むであろうか？

加害者の子どもが同時に当該犯罪の被害者でもある場合には、量刑判断にあたって、子どもにとっての最善の利益が考慮され得る。アメリカ合衆国のいくつかの州では、死刑判決が子どもの福祉に及ぼす影響が、死刑以外の刑を選択するための説得的な議論として用いられてきた¹⁶⁶。妻を殺害したある男性は死刑宣告を回避したが、それは、専門家と子どもが証言した結果、父親を生かすことが「おそらく子どもにとって最善の利益」であり、父親の行為のために、子どもたちは深刻なトラウマをこうむったにもかかわらず、なお、父親を愛しているということが示されたためであった。子どもが「復讐よりも和解」を望むようになる手助けをするうえで、父親への愛情が重要だと判断されたのである¹⁶⁷。

親がもう一方の親を殺した場合、子どもは両方の親を失いかねないため、特別な問題が生じる。子どもにとっては、感情的にも精神的にも対処しにくい、非常に複雑な状況である。家庭内での緊張は高まり、親族が分裂する場合もある（例えば、殺害された親の親族が、加害者側の親族との縁を切る、など）。これでは、子どもは愛する親族を失い、また極度に悲惨な状況において、こうした親族から得られるはずのサポートまで失うことになる。親の死刑が執行され、子どもが孤児となれば、子どもの国に対する曖昧な、あるいは葛藤をはらんだ態度は、前記の「死刑執行」の項で示したものよりも、さらに深刻なものとなり得る。家庭内の殺人に関する国際的なデータは限られているが、ヨーロッパ、イスラエル、南アフリカ、アメリカ合衆国の研究によれば、女性に対する殺人事件のうち40～70%が親密なパートナーや家族間の暴力と関係している（アメリカ合衆国では、殺人全体の25%を占めている）。すなわち、非常に多くの子どもが影響を受けるということである¹⁶⁸。

子どもが事件の被害者であり、同時に加害者の子どもでもあれば、こうした子ども

たちの支援には、被害者支援プログラムは役に立たないかもしれない。子どもを「加害者の子ども」とみなし、被害者の子どもでもあるという事実を無視するため、こうした子どもたちを支援する必要はないと考えるかもしれない。たとえサポートを提供しようとしても、被害者サービスの側が子どもの葛藤状況を（十分には）認識することができないかもしれない。また、特に加害者に対して敵対的な態度など、不適切なアプローチをしてしまう場合もある¹⁶⁹。

勸告

科せらるる刑罰が、加害者・被害者の双方と親子関係にある子どもに及ぼす影響について考慮がなされるべきであり、これには子どもが裁判所に申し立てを行う可能性についての配慮が含まれるべきである。

被害者支援サービスは、加害者及び被害者の双方と親子関係のある子どものニーズの存在について、敏感であるべきである。

結論

言うまでもなく、死刑囚の子どもは、親が刑事司法制度に巻き込まれることによって大きな影響を受けている。親が逮捕された時点から、数十年後に死刑が執行され、あるいは釈放された後までも、子どもの精神状態、生活環境、教育事情、他者との関係、すべてが影響を受け、たいていの場合にはマイナスの影響である。自分の愛する者が死刑を執行されるという認識に内在するトラウマは、世間の無関心や敵意、そして子どもの置かれた状況について認識せず、あるいは意図的にこれを考慮することを拒絶する当局の態度によって、悪化し得る。

一般の受刑者との子どもとの比較において特に注意を引く点のひとつは、死刑囚の子どもが置かれた状況が、いかに荒涼としてみえるか、ということである。受刑者の子どもに関しては、状況の改善に役立つ良い実践例や、親が拘禁されても比較的負担が大きくない事例も、しばしばみられる。しかし、死刑囚の子どもの場合は、ほぼ例外なく、状況は否定的である。一般の受刑者の子どもと共通に抱える問題であっても、死刑囚の子どもの場合は、より極端な形で現れる。法廷では、特に深刻で暴力的な犯罪についての審理が行われる。(マスコミが大きく取り上げるため)事件についての世間の認識度は高く、同時に、加害者やその周りの人々に対しても敵対的となる。拘禁中の外部との接触の機会はより制限され、満足度も低くなる。死刑囚の子どもだけが抱える問題点——最も顕著なものとして、死刑執行、およびその前後の体験——は、子どもが経験する可能性のある心的外傷の中でも、最も厳しいものである。すなわち、必然的に、親が意図的に殺されてしまうということを認識し、そしてその結果に対処しなければならないということである。受刑者の子どもの多くは、親が家に戻ってくるのを待っているが、死刑囚の子どもは、決して戻らない親を待っているのだ。

これらの負の影響の中には、子どもに対する認識が欠けているために惹き起こされるものもある。また、死刑を用いる結果として意図的にもたらされる、あるいは回避することができないものもある。しかし、どちらにしても、子どもの権利は重要な考慮要素とはなっていない。(様々な権利の中でも)子どもが双方の親と関係を保つ権利、

享受し得る最高水準の精神保健サービスを受ける権利，教育を受ける権利，そして子どもに関するすべての問題において，子どもにとっての最善の利益を第一に考慮される権利は，全て，親の死刑宣告や死刑執行によって影響を受ける。子どもは何の罪も犯していない。子どもは，他人の犯した罪によって，苦しめられるべきではない。

親への死刑宣告が子どもにもたらす影響について，より十分な理解がなされ，こうした状況における子どもの権利やニーズ・福祉が，可能な限り充たされるために，こうした問題は，従来よりも大きく注目される必要がある。国家や専門家，NGOによる望ましい実践例や，（親が海外で死刑を宣告され，あるいは死刑を執行された子どものように）特に周縁へと追いやられた子どもの実態について，さらなる情報が必要である。こうして理解が進み情報がもたらされるようになれば，受刑者の子ども一般のための政策や実務（親子関係の維持に関する望ましい実践例や，親に刑を科す場合に子どもにとっての最善の利益を考慮するなど）のうち，どの部分が死刑囚の子どもに関連するのかが，より明確になるであろう。

しかしながら，損害というものは，生じてしまったから手当てするよりも，予防するほうが望ましく，また容易でもある。死刑が廃止された地域においてすら，影響を受けて援助を必要としている子どもがいるかもしれない。また，死刑が廃止されても，遡及的に過去の死刑判決への適用がなければ，親は依然として死刑囚のままである。死刑の宣告と執行がともに回避されるということは，子どもが国家の手によって親を殺されるという恐怖や現実に直面しながら生活する必要がなく，そうした状況によって健康や福利に及ぼされる大きな影響に苦しむこともなく，そして，自分が犯していない罪の帰結を，生涯負っていかなくてもよい，ということである。クエーカーは，いかなる状況における死刑にも反対であるが，加害者の子どもが受ける影響は，それだけで，死刑廃止の強力な論拠となる。

注

- 1 2013年2-3月の専門家ワークショップにおける北米, アジア, アフリカからの参加者による。
- 2 2013年3月, 専門家ワークショップにおけるアジアからの参加者による。
- 3 一定の国々では, 出生登録がなされないために正確な人口統計が不可能となっている,
- 4 BBC 'Prison Dads' 初回放送 2013年3月27日。詳細については以下のHPを参照 :
<http://www.bbc.co.uk/programmes/p014q47t> (2013年4月30日アクセス)。
- 5 Death Penalty Information Center のウェブサイトより :
<http://www.deathpenaltyinfo.org/time-death-row#chara> (2013年5月6日アクセス)。
- 6 Katherine Norgard, in Rachel King (2005) *Capital Consequences: The Families of the Condemned Tell Their Stories* (New York: Rutgers University Press), p279.
- 7 Elizabeth Beck, Sarah Britto and Arlene Andrews (2007) *In the Shadow of Death: Restorative Justice and Death Row Families* (OUP; Oxford); Sandra Jones and Elizabeth Beck (2006-2007) 'Disenfranchised grief and nonfinite loss as experienced by the families of death row inmates' in *Omega: Westport Vol. 54 No. 4*, pp281-99; Rachel King (2006) 'The Impact of Capital Punishment on Families of Defendants and Murder Victims' *Families' in Judi-cature Vol. 89 No. 5*, pp292-296; Rachel King (2005) *Capital Consequences: The Families of the Condemned Tell Their Stories* (New Brunswick: Rutgers University Press); Walter Long (2011) 'Trauma Therapy for Death Row Families' in *Journal of Trauma and Dissociation Vol. 12 No. 5*, pp482-94; Susan Sharp (2005) *Hidden Victims: The Effects of the Death Penalty on the Families of the Accused* (New Brunswick: Rutgers University Press).
- 8 QUNO が主催したワークショップに参加した専門家の数名は, 死刑を宣告された親を持つ子どもは, 一般受刑者の子どもと比較し, より内向的で怯えているとの印象を語った。
- 9 2013年2-3月の専門家ワークショップにおけるアフリカ, アジア, ヨーロッパ及び北米からの参加者による。
- 10 2013年3月, 専門家ワークショップ参加者による。
- 11 2013年3月, 専門家ワークショップにおけるヨーロッパ及び北米からの参加者による。
- 12 2013年3月, 専門家ワークショップにおけるアジア及び北米からの参加者による。
- 13 2013年3月, 専門家ワークショップにおけるアフリカ及び北米からの参加者による。
- 14 2013年3月, 専門家ワークショップにおけるアジアからの参加者による。
- 15 Denise Johnston (1995) 'Effects of Parental Incarceration' in Katherine Gable and Denise Johnston (eds.) *Children of Incarcerated Parents* (New York: Lexington Books), referenced in Elizabeth Beck, Sarah Britto and Arlene Andrews (2007) *In the Shadow of Death: Restorative Justice and Death Row Families* (OUP; Oxford), pp98-99.
- 16 2013年3月, 専門家ワークショップにおけるアジア及び北米からの参加者による。

- 17 2013年3月、専門家ワークショップにおけるアフリカ、アジア及び北米からの参加者による。
- 18 2013年3月、専門家ワークショップにおけるアフリカ、アジア及び北米からの参加者による。
- 19 死刑を科された人に言及し、ヨーロッパ人権裁判所は以下のように述べた「国家のによる死を予知することは、必然的に極度の心理的苦痛を惹き起こす」ECHR, Al-Saadoon and Mufdhi v. UK, Application No.61498/08, March 2, 2010, para.115.
- 20 2013年2-3月の専門家ワークショップにおける北米からの参加者による。
- 21 2013年3月の専門家ワークショップにおけるアジア及び北米からの参加者による。
- 22 2013年3月の専門家ワークショップにおけるアジア及び北米からの参加者による。
- 23 2013年3月の専門家ワークショップにおけるアジア及び北米からの参加者による。
- 24 2013年3月の専門家ワークショップにおける北米からの参加者による。
- 25 The pan-European COPING Project on the mental health of children of prisoners の調査結果。要約は以下のホームページに掲載されている：<http://www.eurochips.org/documents/1363703427.pdf> (2013年4月29日アクセス)
- 26 2013年3月の専門家ワークショップにおける北米からの参加者による。
- 27 2013年3月、専門家ワークショップにおけるアフリカ及びアジアからの参加者による。
- 28 同じような境遇にある他の子どもたちと接触することの意義は、EUの助成によるCOPINGプロジェクト(以下のホームページに要約：<http://www.eurochips.org/documents/1363703427.pdf> (2013年4月29日アクセス))を含む多くの研究や事例報告に現れている。
- 29 2013年3月、専門家ワークショップにおけるアフリカからの参加者による。
- 30 QUNOのアンケートに対する回答。
- 31 2013年2月の専門家ワークショップにおける北米からの参加者による。
- 32 2013年3月、専門家ワークショップにおけるアフリカ及び北米からの参加者による。
- 33 例として、オーストラリアの Anxiety Online: <http://www.anxietyonline.org.au/> (2013年5月6日アクセス) 及びオランダの Interapy : <http://www.interapy.nl/> (2013年5月6日アクセス) がある。
- 34 例えば、ヨーロッパの受刑者の子どものメンタルヘルスに関する COPING プロジェクト (<http://www.eurochips.org/documents/1363703427.pdf> (2013年4月29日アクセス))。COPINGの詳細については、<http://www.coping-project.eu/> (2013年4月29日アクセス)。
- 35 2013年2月の専門家ワークショップにおけるアジア及び北米からの参加者による。
- 36 2013年2月の専門家ワークショップにおけるアジアからの参加者による。
- 37 2013年2月の専門家ワークショップにおけるアジアからの参加者による。
- 38 2013年2月の専門家ワークショップにおけるアジアからの参加者による。
- 39 2013年2月の専門家ワークショップにおけるアフリカ及びアジアからの参加者による。この点に関する詳細については、第2部の「保護者と代替的保護」及び第3部の「被害者かつ目撃者である子どもが、加害者の子どもでもある場合」の各項を参照。
- 40 2013年2月、専門家ワークショップにおけるアフリカ及び北米からの参加者による。
- 41 2013年2月、専門家ワークショップにおけるアジア及びカリブ海諸国からの参加者による。

- 42 死刑事件におけるメディアの役割に関する議論については、以下サイトを参照：<http://www.capitalpunishmentincontext.org/issues/media> (2013年5月3日アクセス)。
- 43 2013年2-3月の専門家ワークショップにおける北米からの参加者による。
- 44 2013年2月、専門家ワークショップにおけるカリブ海諸国からの参加者による。
- 45 ヨーロッパでの受刑者の子どもたちのメンタルヘルスに関するCOPINGプロジェクトの調査結果。要約は以下のサイトで入手可能：<http://www.eurochips.org/documents/1363703427.pdf> (2013年4月29日)。
- 46 2013年2月、専門家ワークショップにおけるアジアからの参加者による。
- 47 2013年2月、専門家ワークショップにおけるアジアからの参加者による。
- 48 2013年2月、専門家ワークショップにおける北米からの参加者による。
- 49 第8回国連犯罪防止及び犯罪者の処遇に関する会議 1990年8月27日—9月7日、決議17, 157頁以下：<http://tinyurl.com/Congress8> (2013年5月6日)
- 50 有罪判決によって処遇が変更される場合、子どもが条件の変化に備えられるようにすることが重要となる。
- 51 Laurel Townhead (2007) *Pre-trial Detention of Women and its impact on their children* (Geneva; QUNO), (特に23ページを参照)
- 52 2013年2月、専門家ワークショップにおける北米からの参加者による。
- 53 2013年2月、専門家ワークショップにおける北米からの参加者による。
- 54 Elizabeth Beck, Sarah Britto and Arlene Andrews (2007) *In the Shadow of Death: Restorative Justice and Death Row Families* (OUP; Oxford), chapter 10
- 55 Open Society Justice Initiative and the Paralegal Advisory Service Institute (2010) *Statement Submitted by the Open Society Justice Initiative and the Paralegal Advisory Service Institute for Consideration by the United Nations Human Rights Council at its Ninth Session, on the occasion of its Universal Periodic Review of the Republic of Malawi*. 以下のサイトにて入手可能：
http://lib.ohchr.org/HRBodies/UPR/Documents/session9/MW/JS2_OSJI_Joint%20submission2.pdf (2013年5月3日アクセス)。
- 56 公判前の拘禁一般についての詳細については、以下を参照。Open Society Justice Initiative (2011) *The Socioeconomic Impact of Pretrial Detention*. 以下のサイトにて入手可能：
<http://www.opensocietyfoundations.org/reports/socioeconomic-impact-pretrial-detention> (2013年5月3日アクセス)。
- 57 2013年2月、専門家ワークショップにおけるカリブ海諸国からの参加者による。
- 58 2013年2月、専門家ワークショップにおけるアジア、カリブ海諸国及び北米からの参加者による。
- 59 2013年2月、専門家ワークショップにおけるアジアからの参加者による。
- 60 2013年3月、専門家ワークショップにおける北米からの参加者による。
- 61 2013年2月、専門家ワークショップにおけるアジア及び北米からの参加者による。
- 62 2013年2月、専門家ワークショップにおける北米からの参加者による。

- 63 2013年2-3月, 専門家ワークショップにおけるアジアからの参加者による。
- 64 子どもの権利条約第37条(a)は以下のように規定する:「いかなる児童も、拷問又は他の残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰を受けないこと。死刑又は釈放の可能性がない終身刑は、十八歳未満の者が行った犯罪について科さないこと。」
ジュネーブ諸条約第一追加議定書の第77条(5)は、次のように規定する:「武力紛争に関連する犯罪を理由とする死刑は、その犯罪を実行した時に十八歳未満であった者に執行してはならない。」
- 65 市民的及び政治的権利に関する国際規約(自由権規約)第6条5項は次のように規定する:「死刑は、十八歳未満の者が行った犯罪について科してはならず、また、妊娠中の女子に対して執行してはならない。」
- 66 国際的には、1984年の経済社会理事会による死刑に直面する者の権利の保護の保障に関するセーフガードの第3は、「心神喪失となった者」が死刑を受けることを禁じている(その後、経済社会理事会決議1989/64の本文第4パラグラフにおいてより強化されている)。国連人権委員会の決議2005/59は、加盟国に対し「いかなるものであれ精神障害あるいは知的障害のある人」に対し死刑を科さず、あるいは執行しないよう求めている(パラグラフ7(c))。しかし、こうした規定の実施においてすべての国で大きな困難となるのが、異なる概念についての定義(心神喪失、精神疾患、限定責任能力、あるいは「何らかの精神障害」)、及び、診断の段階において、主観的要素がどの程度含まれるか、という問題が残る点である。2013年5月、Penal Reform Internationalからの情報による。
- 67 子どもの権利および福祉に関するアフリカ憲章、第30条(e)。
- 68 2013年3月, 専門家ワークショップにおけるヨーロッパからの参加者による。次の赤十字国際委員会のウェブサイトも参照: http://www.icrc.org/customary-ihl/eng/docs/v2_chapter39_rule134_sectionc (2013年5月5日アクセス)。
- 69 2013年2月, 専門家ワークショップにおけるアフリカからの参加者による。
- 70 法廷外からの証言の詳細については、以下を参照: Alison Cunningham and Pamela Hurley (2007) *Testimony Outside the Courtroom*。以下のサイトで入手可能: http://www.lfcc.on.ca/2_OutsideCourtroom.pdf (2013年5月3日アクセス)
- 71 2013年3月, 専門家ワークショップにおける北米からの参加者による。
- 72 2013年4月, Penal Reform Internationalからの情報による。
- 73 2013年2-3月, 専門家ワークショップにおける北米及びアフリカからの参加者による。
- 74 この結果, 裁判所は、従来は死刑を科していたような場合に、非常に長期の拘禁刑(60年~100年)を科すようになったという。2013年2月, 専門家ワークショップにおけるアフリカからの参加者による
- 75 2013年2月, 専門家ワークショップにおける北米からの参加者による。以下も参照のこと: Ryan Byrd (2000) 'A "last hug" before execution: The case in favour of contact visitation for death row inmates in Texas' in *Scholar: St. Mary's Law Review on Minority Issues* Vol. 2, pp249-288.

- 76 Sharon Shalev (2011) ‘Solitary Confinement and Supermax Prisons: A Human Rights and Ethical Analysis’ in *Journal of Forensic Psychology Practice* Vol. 11, pp151-183; Bruce Arrigo and Jennifer Bullock (2008) ‘The Psychological Effects of Solitary Confinement on Prisoners in Supermax Units: Reviewing What We Know and Recommending What Should Change’ in *International Journal of Offender Therapy and Comparative Criminology* Vol. 52 No. 6, pp622-640.
- 77 Penal Reform International による情報。
- 78 面会の頻度や、連絡が認められるか否かに関する規則は、死刑執行の直前の時期には変更される場合がある。この点は、「死刑執行の通知と最後の面会」の項で扱う。
- 79 2013年2月、専門家ワークショップにおけるアフリカ、アジア、ヨーロッパ及び北米からの参加者による。
- 80 Nigel Cantwell, Jennifer Davidson, Susan Elsley, Ian Milligan and Neil Quinn (2012) *Moving Forward: Implementing the ‘Guidelines for the Alternative Care of Children’* (UK: Centre for Excellence for Looked After Children in Scotland), p22.
- 81 2013年3月、専門家ワークショップにおけるアフリカ及びアジアからの参加者による。
- 82 2013年3月、専門家ワークショップにおけるアフリカ、アジア及び北米からの参加者による。
- 83 これは、受刑者の子ども一般についても大きな問題である。
- 84 2013年3月、専門家ワークショップにおけるアフリカ、アジア及び北米からの参加者による。
- 85 米州人権裁判所, Raxcacó Reyes 対 Guatemala 事件, 2005年9月15日判決, Series C No. 133, para. 95. 183. 以下において参照されている: *The Death Penalty in the Inter-American Human Rights System: From Restrictions to Abolition*, OEA/Ser.L/V/II. Doc.68 31 December 2011, p176.
- 86 COPING プロジェクトの受刑者の子どもの精神状態に関する調査結果。以下でサマリーを入手できる: <http://www.eurochips.org/documents/1363703427.pdf> (2013年4月29日アクセス)。
- 87 2013年3月、専門家ワークショップにおけるアフリカ、アジア及び北米からの参加者による。
- 88 2013年3月、専門家ワークショップにおける北米からの参加者による。
- 89 人権を求める殺人被害者遺族の会 (Murder Victims’ Families for Human Rights) の好意により引用したものであり、許可なく転載することを禁じる。
- 90 2013年3月、専門家ワークショップにおけるアフリカからの参加者による。
- 91 2013年3月、専門家ワークショップにおけるアジア、ヨーロッパ及び北米からの参加者による。アメリカ合衆国では、死刑判決によるスティグマの程度をはかる試みが少なくとも一つある。
- 92 刑事司法制度における検察官のこうした姿勢は、より広く、加害者と被害者の家族間の人間的なコミュニケーションを阻害し得るものである。Elizabeth Beck, Sarah Britto and Arlene Andrews (2007) *In the Shadow of Death: Restorative Justice and Death Row Families*

(OUP; Oxford), p181.

- 93 2013年3月, 専門家ワークショップにおけるアジアからの参加者による。
- 94 2013年2月, 専門家ワークショップにおけるアフリカからの参加者による。
- 95 2013年3月, 専門家ワークショップにおけるアジア, ヨーロッパ及び北米からの参加者による。
- 96 2013年3月, 専門家ワークショップにおける北米からの参加者による。
- 97 COPING プロジェクトの受刑者の子どもの精神状態に関する調査結果。以下でサマリーを入手できる: <http://www.eurochips.org/documents/1363703427.pdf> (2013年4月29日アクセス)。
- 98 2013年3月, 専門家ワークショップにおける北米からの参加者による。
- 99 2013年3月, 専門家ワークショップにおけるアジアからの参加者による。Sarah Roberts 著, Families Outside and the Winston Churchill Memorial Trust 発行の教師向け研修資料についての報告を, 以下から入手できる:
<http://www.familiesoutside.org.uk/content/uploads/2012/09/The-Role-of-Schools-in-Supporting-Families-Affected-by-Imprisonment-FINAL.pdf> (2013年5月4日アクセス)。
- 100 2013年2—3月, 専門家ワークショップにおけるアジアからの参加者による。
- 101 例えば, 国連の超法規的, 略式あるいは恣意的処刑に関する特別報告者のアメリカ合衆国に関する報告書 (UN Doc. E/CN.4/1998/68/Add.3) を参照。特別報告者は, 「誰が死刑を受け, 誰が死刑を受けないかについては, 人種, 民族的な起源, 経済状態が主要な決定要素となっているように見受けられる」と結論付けている。
- 102 2013年3月, 専門家ワークショップにおける北米からの参加者による。
- 103 2013年3月, 専門家ワークショップにおける北米からの参加者による。
- 104 The Texas After Violence Project は, 扇情的ではない証言の実例を提供している: <http://www.texasafterviolence.org/> (2013年3月27日アクセス)。
- 105 2013年3月, 専門家ワークショップにおけるアジア, カリブ海諸国, ヨーロッパ及び北米からの参加者による。
- 106 2013年3月, 専門家ワークショップにおける北米からの参加者による。
- 107 COPING プロジェクトの受刑者の子どもの精神状態に関する調査結果。以下でサマリーを入手できる: <http://www.eurochips.org/documents/1363703427.pdf> (2013年4月29日アクセス)。
- 108 2013年3月, 専門家ワークショップにおけるアフリカ, アジア及び北米からの参加者による。
- 109 2013年3月, 専門家ワークショップにおけるアフリカ及び北米からの参加者による。
- 110 2013年3月, 専門家ワークショップにおけるアフリカ, アジア及び北米からの参加者による。
- 111 2013年3月, 専門家ワークショップにおける北米からの参加者による。
- 112 2013年3月, 専門家ワークショップにおけるアフリカ及びアジアからの参加者による。
- 113 ガイドライン (英語) は以下で入手可能である: <http://www.sos-childrevillages.org/About-us/Publications/Documents/UN%20Guidelines/UN-Guidelines-EN.pdf> and other languages are available at <http://www.sos-childrevillages.org/what-we-do/>

child-care/quality-in-care/advocating-quality-care/pages/unguidelinesonthealternative-careofchildren.aspx (2013年5月1日アクセス)

- 114 2013年3月, 専門家ワークショップにおけるアジアからの参加者による。
- 115 20条1項は次のように規定する: 一時的若しくは恒久的にその家庭環境を奪われた児童又は児童自身の最善の利益にかんがみその家庭環境にとどまることが認められない児童は、国が与える特別の保護及び援助を受ける権利を有する。
- 116 2013年3月, 専門家ワークショップにおけるアフリカ及びアジアからの参加者による。
- 117 2013年3月, 専門家ワークショップにおけるアフリカ及びアジアからの参加者による。
- 118 2013年3月, 専門家ワークショップにおけるアフリカからの参加者による。
- 119 2013年3月, 専門家ワークショップにおけるアフリカ及び北米からの参加者による。冤罪を晴らした受刑者たちの状況を調査した最近の出版物のなかに、家族関係の再構築に関する章を含むものがある: Sandra Westervelt and Kimberley Cook (2012) *Life after death row: exonerees' search for community and identity* (Rutgers University Press)。
- 120 アムステルダム・インターナショナルによれば、「日本政府は、家族に事前に通知することなく秘密裏に死刑を執行する政策をとっている」(27 August 2012, AI Index: ACT 50/008/2012, 'The Question of the Death Penalty: Written statement to the 21st session of the UN Human Rights Council (10–28 September 2012)」。またアムステルダム・インターナショナルの *Death Sentences and Executions in 2012* によれば、台湾では、2012年12月21日に処刑された6人の死刑囚の家族は、事前に死刑の執行について知らされていなかった。「家族は、葬儀場から遺体を引き取るようにと要請されただけだった」(25頁)。イランでは、弁護士は法律上、48時間前までに死刑執行の通知を受けることとされているにもかかわらず、常に依頼者の執行について知らされるとは限らない。また家族は、最後の面会を常に認められるわけではなく、また死刑執行後も遺体や遺品の引取りができるとは限らない。多くの場合、死刑囚監房が、テヘランのエヴィン刑務所への移送(死刑執行日時の48時間前に行われる)されて初めて、死刑執行が差し迫っているということがわかる。死刑囚の家族は通常死刑執行の前日によく、最後の面会のために通知を受けることが多い。」(34頁)。
- 121 このような事態がイランにおいて生じたと報告されている。
- 122 このような事態がアメリカ合衆国において生じたと報告されている。
- 123 2013年3月, 専門家ワークショップにおける北米からの参加者による。
- 124 人権を求める殺人被害者遺族の会 (Murder Victims' Families for Human Rights) の好意により引用したものであり、許可なく転載することを禁じる。
- 125 Walter C. Long, OHCHR submission, March 2013.
- 126 2013年3月, 専門家ワークショップにおけるアジア及び北米からの参加者による。
- 127 A. Attari, S. Dashty and M. Mahmoodi (2006) 'Post-traumatic stress disorder in children witnessing a public hanging in the Islamic Republic of Iran' in *La Revue de Santé de la Méditerranée orientale* Vol. 12, No 1/2, pp72–80
- 128 子どもにみられる PTSD の出現頻度については、アメリカ精神医学会の精神障害の診断

- と統計の手引き (DSM-IV) の基準によっている。症状の深刻さの程度は、the Child Post-Traumatic Stress Reaction Index による。
- 129 A. Attari, S. Dashty and M. Mahmoodi (2006) 'Post-traumatic stress disorder in children witnessing a public hanging in the Islamic Republic of Iran' in *La Revue de Santé de la Méditerranée orientale* Vol. 12, No 1/2, p72.
- 130 A. Attari, S. Dashty and M. Mahmoodi (2006) 'Post-traumatic stress disorder in children witnessing a public hanging in the Islamic Republic of Iran' in *La Revue de Santé de la Méditerranée orientale* Vol. 12, No 1/2, p75.
- 131 A. Attari, S. Dashty and M. Mahmoodi (2006) 'Post-traumatic stress disorder in children witnessing a public hanging in the Islamic Republic of Iran' in *La Revue de Santé de la Méditerranée orientale* Vol. 12, No 1/2, pp74, 77.
- 132 Walter C. Long, OHCHR submission, March 2013.
- 133 精神障害の診断と統計の手引き (DSM-IV) 309.81。以下において言及されている : Elizabeth Beck, Sarah Britto and Arlene Andrews (2007) *In the Shadow of Death: Restorative Justice and Death Row Families* (OUP; Oxford), p125
- 134 Walter Long (2011) 'Trauma therapy for death row families' in *Journal of Trauma and Dissociation* Vol. 12, pp482-494 (pp. 484-485, 487-488). Pauline Boss coined the term 'ambiguous loss' : see Pauline Boss (2006) *Loss, trauma, and resilience: Therapeutic work with ambiguous loss* (New York, NY: Norton).
- 135 2013年3月, 専門家ワークショップにおけるアジア及び北米からの参加者による。
- 136 2013年3月, 専門家ワークショップにおけるアジア及び北米からの参加者による。
- 137 Elizabeth Beck, Sarah Britto and Arlene Andrews (2007) *In the Shadow of Death: Restorative Justice and Death Row Families* (OUP; Oxford), p86.
- 138 例えば, ベラルーシの刑事執行法第5章, 第175条は次のように規定する : 「遺体は埋葬のために引き渡されることなく, また埋葬場所は通知されない。」。サウジアラビアでは, 「遺体は搬送のうえ, 墓標のない墓に埋葬する」とされる (Amnesty International, *Death sentences and executions in 2012*, p37)。ガンビアでは, 「死刑は秘密裏に執行され, 死刑囚, その家族や弁護士にも事前には知らされなかった。家族は執行が最初に報道された3日後である8月27日になるまで, 身内に何が起きたのかを公式に確認することができなかった。当局は, 家族に遺体を引き渡さず, 埋葬場所に関する情報も教えなかった」 (Amnesty International, *Death sentences and executions in 2012*, p42)。
- 139 ニュルンベルク市人権局のウェブサイトによる : http://www.nuernberg.de/internet/menschenrechte_e/chikunova_e.html (2013年5月1日アクセス)。
- 140 Banderenko v Belarus - UN Human Rights Committee, Communication 886/1999, 3 April 2003, CCPR/C/77/D/886/1999.
- 141 アメリカ合衆国のテキサス州では, 刑務所職員が被執行者の監房から持ち出した所持品を網の袋に入れ, 死刑執行室のある棟の外の道端に置くため, 家族は所持品を見つけて回収するため, その場所まで行かなければならない。Walter C. Long OHCHR submission,

- March 2013.
- 142 人権を求める殺人被害者遺族の会 (Murder Victims' Families for Human Rights) の好意により引用したものであり、許可なく転載することを禁じる。
- 143 2013年3月、専門家ワークショップにおける北米からの参加者による。
- 144 Katharine Baker and Julia Gippenreiter (1998) 'Stalin's purge and its impact on Russian families' in Yael Danieli (ed.) *International handbook of multigenerational legacies of trauma* (New York: Plenum Press), pp403-434; J. David Kinzie, J. Boehnlein and William H. Sack (1998) 'The effects of massive trauma on Cambodian parents and children' in Yael Danieli (ed.) *International handbook of multigenerational legacies of trauma* (New York: Plenum Press), pp211-221.
- 145 Rachael D. Goodman and Cirecie West-Olatunji (2008) 'Transgenerational trauma and resilience: improving mental health counseling for survivors of Hurricane Katrina' in *Journal of mental health counseling* Vol. 30 No. 2, pp121-136.
- 146 Atia Daud, Erling Skoglund and Per-Anders Rydelius (2005) 'Children in families of torture victims: transgenerational transmission of parents' traumatic experiences to their children' in *International journal of social welfare* Vol. 14 Issue 1, pp23-32.
- 147 Michelle Ancharoff, James Munroe and Lisa Fisher (1998) 'The legacy of combat trauma: clinical implications of intergenerational transmission' in Yael Danieli (ed.) *International handbook of multigenerational legacies of trauma* (New York: Plenum Press), pp257-276.
- 148 William Cross Jr (1998) 'Black psychological functioning and the legacy of slavery' in Yael Danieli (ed.) *International handbook of multigenerational legacies of trauma* (New York: Plenum Press), pp387-400; Matthew V. Johnson Sr (2005) 'The middle passage, trauma and the tragic re-imagining of African American theology' in *Pastoral psychology* Vol. 53 No. 6, pp541-561; Denyse Hicks-Ray (2004) *The pain didn't start here: Trauma and violence in the African American community* (Atlanta, GA: TSA Communications).
- 149 Atia Daud, Erling Skoglund and Per-Anders Rydelius (2005) 'Children in families of torture victims: transgenerational transmission of parents' traumatic experiences to their children' in *International journal of social welfare* Vol. 14 Issue 1, pp23-32.
- 150 市民的及び政治的権利に関する国際規約 (自由権規約) 第6条5項:
「死刑は、・・・妊娠中の女子に対して執行してはならない。」米州人権条約4条(5)
「死刑は、・・・妊娠中の女性に対して科してはならない」アフリカの女性の権利に関するアフリカ人権憲章議定書第4条(2)(g)
「締約国は、死刑がいまだ存在する国においては、妊婦ないし乳児の母である女性に対して死刑を執行することのないよう、適切かつ効果的な措置をとるべきである」
- 151 International death penalty database <http://www.deathpenaltyworldwide.org/women.cfm>
2012年1月25日現在の情報 (2013年4月24日アクセス)
- 152 子どもの権利および福祉に関するアフリカ憲章第30条(e):
「この憲章の締約国は、刑罰法規の違反により訴追され、あるいは有罪とされた妊娠中の

女性、乳児及び幼児の母親である女性に対し、特別な処遇を提供するものとし、とりわけこうした女性たちに対して死刑が科されないようにしなければならない。」アラブ人権憲章第 12 条：

「死刑は、出産から 2 年以内の乳幼児の母に対して科してはならない」

- 153 2012 年 1 月 25 日現在、こうした国々としてはバハマ、ボツワナ、ガーナ、インド、ケニア、クウェート、ラオス、マラウィ、マレーシア、シンガポール、スリランカ、ウガンダ、ザンビアがある。International death penalty database <http://www.deathpenaltyworldwide.org/women.cfm> 2012 年 1 月 25 日現在の情報 (2013 年 4 月 24 日アクセス)
- 154 個々の国の政策としては、40 日 (モロッコ)、2 か月 (エジプト)、3 か月 (バーレーン)、3 年 (タイ、中央アフリカ共和国)、離乳時まで (マリ、イラン)、期間の定めがない (台湾、ブルキナファソ、チャド、日本、レバノン、韓国)。バングラデシュ、エリトリア、エチオピア、イラク、ミャンマー、パキスタンでは出産後の死刑執行について裁判所が裁量を有する。International death penalty database <http://www.deathpenaltyworldwide.org/women.cfm> 2012 年 1 月 25 日現在の情報 (2013 年 4 月 24 日アクセス)
- 155 子どもの権利委員会のスーダンに関する総括所見 CRC/C/SDN/CO/3-4, paras. 62-63
- 156 KontraS, submission to the UN Office of the High Commissioner for Human Rights, March 2013.
- 157 「2012 年、サウジアラビアで死刑を執行された人のうち 27 人は外国籍であった。過去 5 年間の平均では、死刑を執行された人のうち 10 人に 3 人が外国籍であり、主としてアフリカやアジアの発展途上国からの移住労働者である。」(Amnesty International (2013) Death sentences and executions in 2012, p38) アラブ首長国連邦では、「(死刑) 判決の約半数は外国籍の人に対するものである」(Amnesty International (2013) Death sentences and executions in 2012, p39)
- 158 アムネスティ・インターナショナルは、サウジアラビアにおけるように外国人が死刑相当犯罪で訴追された場合、通訳者が取調べや公判の場にいらない、あるいは通訳が不十分な場合がしばしばあると報告している ((Amnesty International (2013) Death sentences and executions in 2012, p30
- 159 領事関係に関するウィーン条約第 36 条 (1)(b)
- 160 Reprieve UK (2012) Honored in the Breach: The United States' failure to observe its legal obligations under the Vienna Convention on Consular Relations (VCCR) in capital cases.
- 161 KontraS, submission to the UN Office of the High Commissioner for Human Rights, March 2013.
- 162 例えば、ノルウェー外務省は死刑の廃止を促進するためのガイドライン (2012) を設け、その中でノルウェー国民ないしノルウェー領事館から援助を受けることのできる人々の状況について特別な言及がなされている。NGO の Reprieve は、EU 加盟国に対し、死刑に直面する自国民に対し、領事館が法的援助を提供するよう求めている。いずれにおいても、こうした人々の子どもたちへの領事館からの援助を行い、本国の省庁が子どもたちを援助

できるよう橋渡しすることの重要性をクローズアップすることが非常に有益であろう。

- 163 現政権の登場後、カナダは、かつて長い間行ってきた、アメリカ合衆国モンタナ州におけるカナダ国民の死刑減刑を求める活動を変更した。しかし、この決定は、カナダの連邦裁判所によって覆された。裁判所は、決定は不公正であり、「政府は、国外で死刑に直面している本件申立人を含め、カナダ国民に対する赦免措置を支持し続けなければならない」と述べた。Smith v. Canada (Attorney General), 2009 FC 228 (CanLII), [2010] 1 FCR 3, decision available at: <http://www.canlii.org/en/ca/fct/doc/2009/2009fc228/2009fc228.html>
(2013年5月5日アクセス)
- 164 2013年3月、専門家ワークショップにおけるアジアからの参加者による。
- 165 Susannah Sheffer, Renny Cushing and Murder Victims' Families for Human Rights (2006) *Creating More Victims: How Executions Hurt the Families Left Behind* (Cambridge, Massachusetts), p10.
- 166 以下の事例を含む：State v. Allen, 360 NC 297, 304（陪審は、被告人の死が、被告人の母、父、娘その他の家族に有害な影響を及ぼすことを減軽事由として考慮した）、US v Richard Jackson, before J. Thornburg（裁判官は、「Richard Jacksonを処刑することによって、彼の母、家族そして二人の幼い子どもたちに深刻な影響を与えること」を減軽事由として認めた）。しかし、アメリカ合衆国の多くの州では、死刑囚の家族が、執行による影響について証言することを認めていない（Walter C. Long, OHCHR submission, March 2013）。
- 167 State of North Carolina v. Dexter Tremaine McRae, Cumberland County No. 06 CRS 064034.
- 168 <http://www.un.org/events/tenstories/06/story.asp?storyID=1800>（2013年5月5日アクセス）
- 169 2013年5月、専門家ワークショップにおけるアジアからの参加者による。
-

クエーカー国連事務所 (QUNO)

ジュネーブ:
13 Avenue du Mervelet
1209 Geneva
Switzerland

Tel: +41 22 748 4800
Fax: +41 22 748 4819
quno@quno.ch

ニューヨーク:
777 UN Plaza
New York, NY 10017
United States

Tel: +1-212-682-2745
Fax: +1-212-983-0034
qunony@afsc.org

www.quno.org

死刑囚の子どもたちの未来に向けて

親が死刑を科され、あるいは処刑されたとき、子どもたちに何が起きるのか？世界中の調査結果と知見を示すこのレポートは、逮捕時点から死刑執行あるいは無罪釈放の後にまで至る、実際上の、そして情緒面における影響を探究するものである。



クエーカー国連事務所